

## 資料 1 美容医療に関する現状について

# 本検討会の設立の趣旨

## 美容医療の現状と課題

- 美容医療については、近年、施術の幅が広がると共に心理的ハードルも低くなり、比較的侵襲性の低い施術を中心に、広く国民の需要が高まってきていると考えられる。これに伴って美容医療を提供する医師・医療機関も増加している一方で、美容医療の利用件数の増加に伴い、利用者による相談件数や、危害事例も増加している。
- 他方、美容医療については、保険適用されない自由診療として提供されることから、指導・監査等の範囲が保険診療と比較して限定的である。
- また、標準化されていない多様な診療行為に対して医事関係法令の適用関係が明確でないことや、違法行為を確認する手段が少なくその効果的な指導が行いにくいという指摘があったり、消費者トラブルに発展した場合に医療機関が消費者保護法制を正しく理解できていないことから、不適切な広告表示や消費者被害が発生してしまう事例が見受けられる。

## 本検討会の目的

- こうした状況を踏まえ、美容医療に関する被害を防止し、質の高い医療の提供を行うために、どのようなことが考えられるか、検討を実施する。

1. **美容医療の需要に関する現状**
2. **美容医療の提供体制**
3. **美容医療に関する相談の状況**
4. **美容医療に関する制度**

- 1. 美容医療の需要に関する現状**
2. 美容医療の提供体制
3. 美容医療に関する相談の状況
4. 美容医療に関する制度

# 全国美容医療実態調査 調査概要

## 目的

・美容医療実態の透明化を進めることを通して、社会からの理解と信頼を深める。ISAPSが行う国際的実態調査に、日本の実態調査分を提出する

## 実施主体

・日本美容外科学会（JSAS）、日本美容皮膚科学会（JSAD）、日本形成外科学会（JSPRS）、日本皮膚科学会（JDA）の協力の下、日本美容外科学会（JSAPS）調査委員会で実施

## 方法

・Eメールまたは郵送で医療機関に調査票を送付し、Web回答を受付

## 調査事項

・美容医療の施術数（症例数ではない）を、治療種目別および男女別に調査。1症例に2種類以上の施術を同時に行った場合や、年中に複数回の治療を行った場合は、それぞれを個別にカウント

## 対象、期間

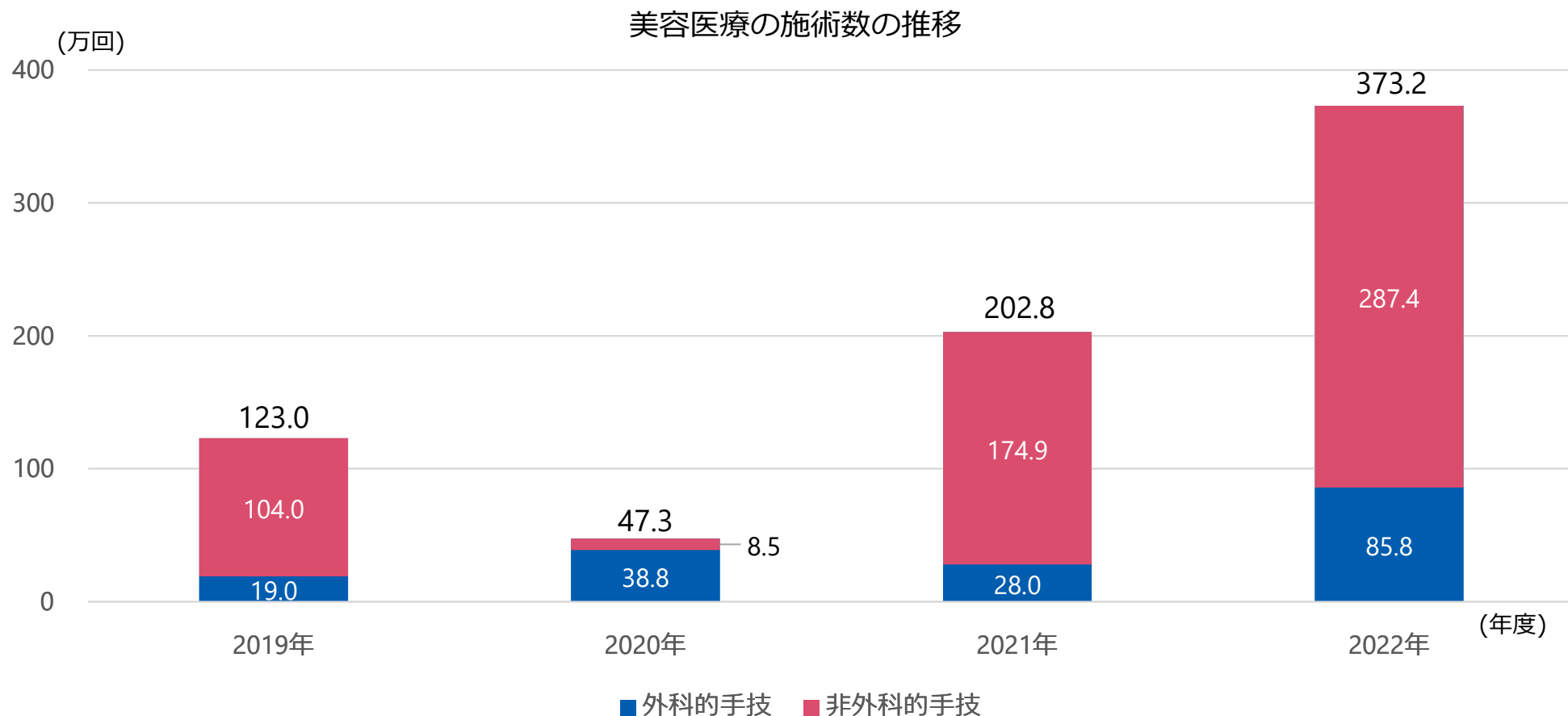
・JSAPS、JSAS、JSADの会員医療機関すべて、さらに前記3学会の非会員であるが美容外科もしくは美容皮膚科を標榜している医療機関。第3回以降は、日本形成外科学会および日本皮膚科学会の研修プログラム基幹施設も対象としている

※ 当資料における分析については、2019年～2022年の4年間継続して回答する52の医療機関・チェーンの分を集計してお示ししている

	調査対象医療機関数	回答医療機関数	集計期間
第1回	3,656	521	2017年分
第2回	3,000	448	2018年分
第3回	3,093	423	2019年分
第4回	2,835	580	2020年分
第5回	2,872	306	2021年分
第6回	5,270	517	2022年分

# 美容医療の施術数①

○ 施術数は2020年に減少するも、2022年にかけて増加。特に非外科的手技による施術数の増加がみられる。



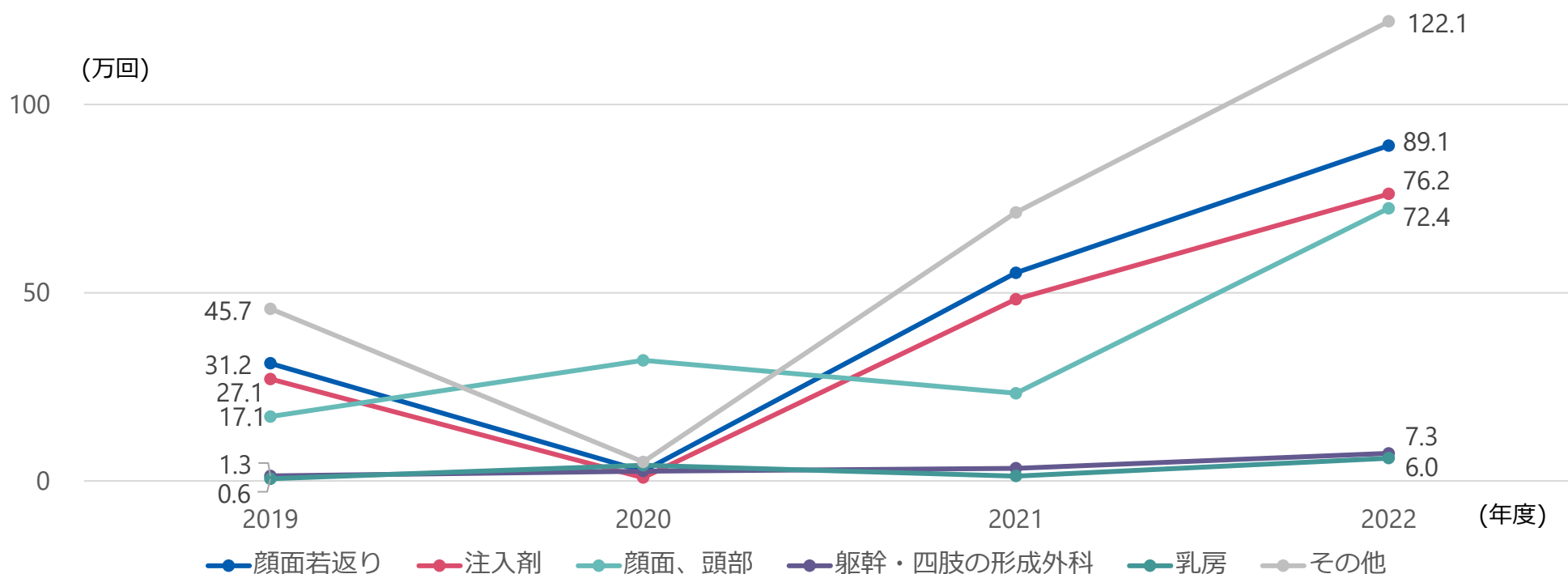
※外科的手技：「顔面、頭部」（眉毛挙上、耳介形成等）、「乳房」（乳房異物除去、乳房挙上等）、「躯幹、四肢の形成外科」（腹壁形成、ヒップリフト等）

※非外科的手技：「注入剤」（ボツリヌス菌毒素、ヒアルロン酸等）、「顔面若返り」（ケミカルピール、光若返り等）、「その他」（脱毛、硬化療法等）

## 美容医療の施術数②

○ 施術方法・対象別では、「その他」「注入剤」「顔面若返り」「顔面・頭部」が多くを占めている。

施術内容・施術部位別 施術数の推移

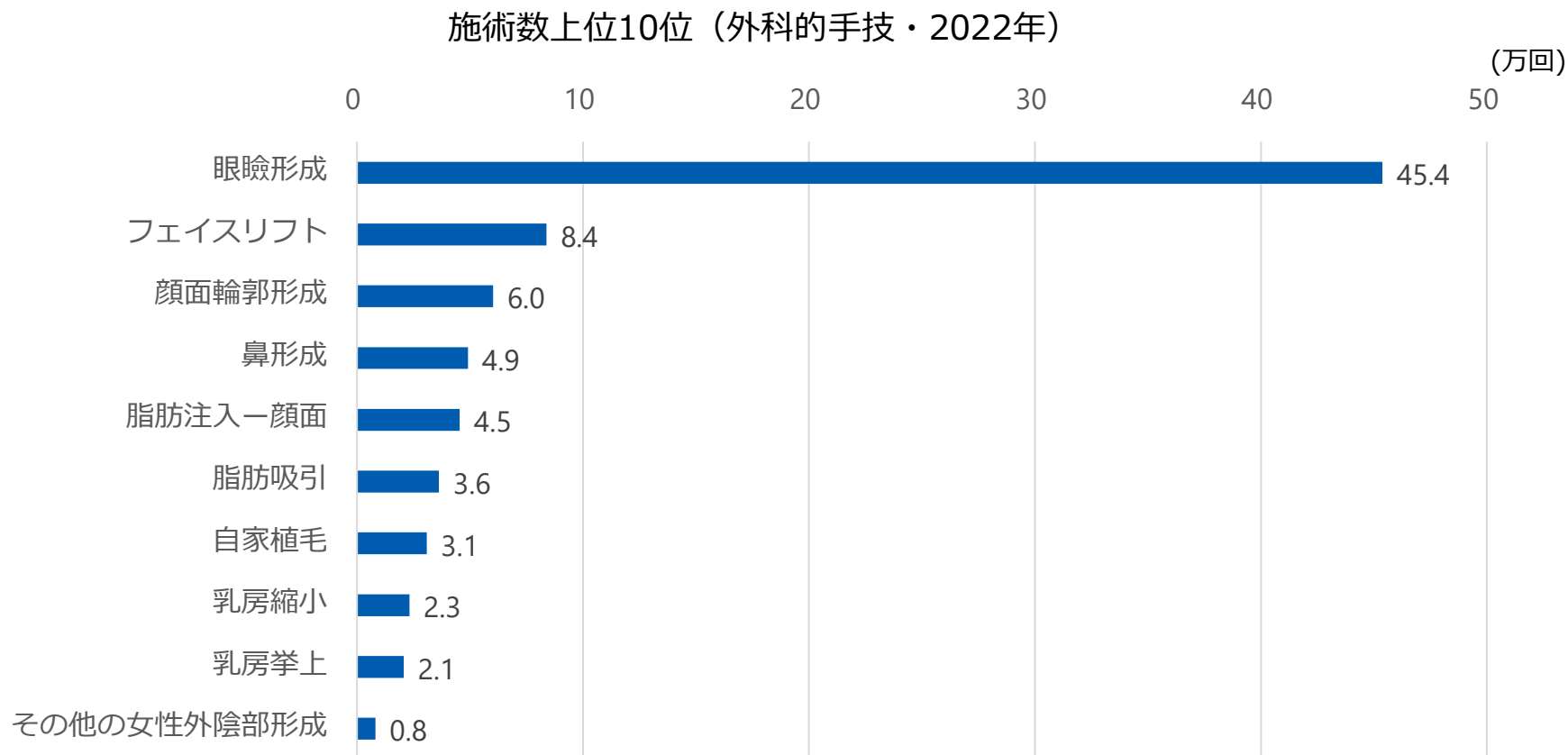


※顔面若返り：ケミカルピール、レーザーアブレーション、フラクショナルレーザーによる皮膚再生、ダーマブレーション、光若返り、イボ・シミ治療等  
 ※注入剤：ボツリヌス菌毒素、腋臭症に対する非外科的治療、腋窩多汗症に対する非外科的治療、レディエッセ、ヒアルロン酸、コラーゲン、ポリ乳酸等  
 ※顔面、頭部：眉毛挙上、耳介形成、眼瞼形成、フェイスリフト、顔面輪郭形成（注入剤を除く）、脂肪注入ー顔面、ネックリフト、自家植毛、鼻形成等  
 ※躯幹・四肢の形成外科：腹壁形成、臀部増大（インプラント、脂肪移植）、ヒップリフト、脂肪吸引、下半身リフト、腋臭症手術、包茎手術、小陰唇縮小等  
 ※乳房：乳房増大（生理食塩水バッグ、脂肪注入、注入剤）、乳房異物除去、乳房挙上、乳房縮小、乳頭乳輪形成、女性化乳房等  
 ※その他：セルライト治療、脱毛、非手術的脂肪除去瘦身、刺青除去、下肢静脈治療、硬化療法、再生医療等

出典：美容医療実態調査

# 美容医療の施術内容の内訳（外科的手技による施術）

○ 外科的手技による美容医療の施術内容では、「眼瞼形成」が最も多く、次いで「フェイスリフト」が多い。



## ※外科的手技

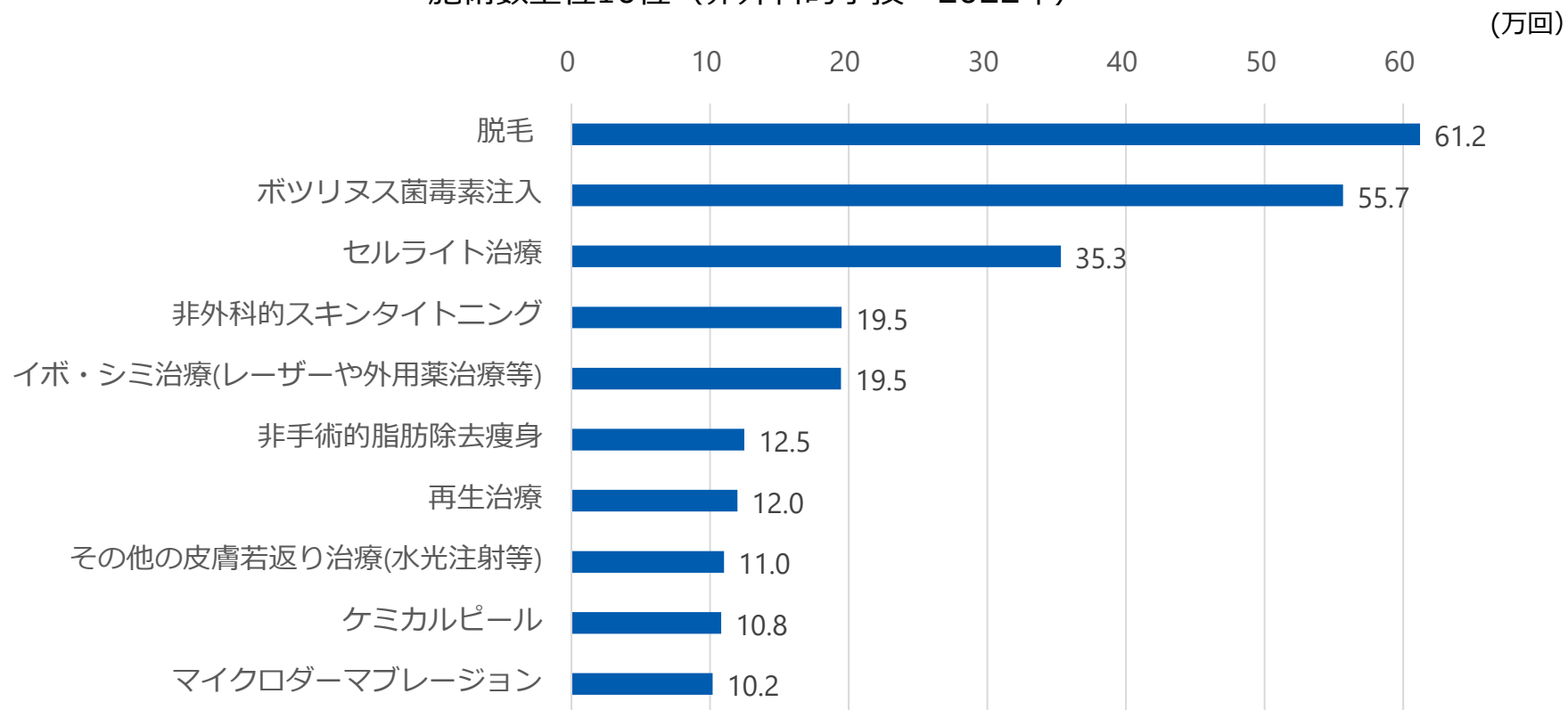
- ・顔面・頭部：眉毛挙上、耳介形成、眼瞼形成、フェイスリフト、顔面輪郭形成（注入剤を除く）、脂肪注入-顔面、ネックリフト、自家植毛、鼻形成 等
- ・乳房：乳房増大（生理食塩水バッグ、脂肪注入、注入剤）、乳房異物除去、乳房挙上、乳房縮小、乳頭乳輪形成、女性化乳房 等
- ・躯幹・四肢の形成外科：腹壁形成、臀部増大（インプラント、脂肪移植）、ヒップリフト、脂肪吸引、下半身リフト、腋臭症手術、包茎手術、小陰唇縮小 等



# 美容医療の施術内容の内訳（非外科的手技による施術）

○ 非外科的手技による美容医療の施術内容では、「脱毛」「ボツリヌス菌毒素注入」が多い。

施術数上位10位（非外科的手技・2022年）



※非外科的手技

- ・注入剤：ボツリヌス菌毒素、腋臭症に対する非外科的治療、腋窩多汗症に対する非外科的治療、レディエッセ、ヒアルロン酸、コラーゲン、ポリ乳酸等
- ・顔面若返り：ケミカルピール、レーザーアブレーション、フラクショナルレーザーによる皮膚再生、ダーマブレイジョン、光若返り、イボ・シミ治療等
- ・その他：セルライト治療、脱毛、非手術的脂肪除去痩身、刺青除去、下肢静脈治療、硬化療法、再生医療等

# 美容センサス2023年下期 <美容医療編> 調査概要

## 目的

・女性・男性それぞれの過去1年間における美容医療に関する意識・利用実態をとらえる

## 実施主体

・(株) リクルート ホットペッパービューティーアカデミー

## 方法

・インターネットによるアンケート調査

## 調査事項

・15～69歳男女の美容医療意識やクリニックの利用状況  
(美容医療の利用状況・理由、美容医療に対する抵抗感・違和感、クリニックを選ぶ際のきっかけ、美容医療のカウンセリング受診の予約・施術の契約等)

## 対象

・全国、人口20万人以上の都市に居住する15～69歳の男女1万3,200人（女性・男性 各6,600人）

※人口20万人以上の都市の人口比率によってエリアごとの割付数を決定

※男女それぞれ、年齢5歳刻みで均等割付（エリアと年代による割付数詳細は下記の数表を参照）

### ■2023年下期調査 エリア別 割付数（数字はサンプル数）

	合計 サンプル	東北 北海道・	首都 圏	23 区外		甲中 信部 越・	（東 海 静 岡 含 む）	関 西	中 国 ・ 四 国	九 州		合計 サンプル	東北 北海道・	首都 圏	23 区外		甲中 信部 越・	（東 海 静 岡 含 む）	関 西	中 国 ・ 四 国	九 州	(人)		
				東 京 23 区	う ち 23 区										東 京 23 区	う ち 23 区								
女性	女性全体	6,600	561	2,772	1,848	924	264	671	1,243	462	627	男性	男性全体	6,600	561	2,772	1,848	924	264	671	1,243	462	627	
	15～19歳	600	51	252	168	84	24	61	113	42	57		15～19歳	600	51	252	168	84	24	61	113	42	57	
	20代	1,200	102	504	336	168	48	122	226	84	114		20代	1,200	102	504	336	168	48	122	226	84	114	
	30代	1,200	102	504	336	168	48	122	226	84	114		30代	1,200	102	504	336	168	48	122	226	84	114	
	40代	1,200	102	504	336	168	48	122	226	84	114		40代	1,200	102	504	336	168	48	122	226	84	114	
	50代	1,200	102	504	336	168	48	122	226	84	114		50代	1,200	102	504	336	168	48	122	226	84	114	
	60代	1,200	102	504	336	168	48	122	226	84	114		60代	1,200	102	504	336	168	48	122	226	84	114	

## 期間

・2023年：8月3日（木）～8月13日（日）

時系列データの比較対象の調査の実施期間は各年8月中であり、調査対象は男女それぞれ15歳～69歳の6,600サンプル

## 美容医療を受ける理由：女性

- 女性の美容医療経験者が美容医療を受けた理由は、「コンプレックスの解消」や「自己満足」が上位となっている。

美容医療を受けた理由（女性／美容医療経験者／複数回答）

【以下の施術のうち、一つでも実施経験がある人ののべ集計】	女性全体			
	2020年 下期	2021年 下期	2022年 下期	2023年 下期
	(%)	(%)	(%)	(%)
①医療脱毛（病院・クリニックでの脱毛）				
②美容内科・美容皮膚科（脱毛除く）				
③美容外科				
④審美歯科・矯正歯科				
コンプレックスの解消	26.6	27.9	26.0	27.8
自己満足	26.2	28.1	24.1	25.2
（シミ・ほくろ・あざなど）ずっと気になっていたから	13.2	14.9	14.6	16.3
手軽にできるようになったから	12.8	15.8	13.6	13.3
時短美容のため	11.2	12.9	11.4	12.2
自分へのご褒美として	11.2	13.4	11.5	11.6
価格も安くなってきたから	10.1	12.0	11.0	11.3
老化の予防・アンチエイジングしたい	10.6	13.5	9.9	11.3
周りでやっている人を見て	10.5	11.6	10.4	10.1
ネットでの情報や口コミを見て	7.2	10.9	9.0	8.6
幸せを感じたい	9.0	10.7	8.2	8.6
周囲から勧められて	8.3	8.5	7.7	8.2
モテたい	6.3	8.8	6.5	7.2
S N Sでの投稿を見て	5.8	6.6	5.5	6.8

※全体、各年代において

1位

2~3位

4~5位

## 美容医療を受ける理由：男性

- 男性の美容医療経験者が美容医療を受けた理由は、「コンプレックスの解消」や「手軽に出来るようになったから」が増加し、一方、「自己満足」や「モテたい」が減少している。

美容医療を受けた理由（男性／美容医療経験者／複数回答）

【以下の施術のうち、一つでも実施経験がある人ののべ集計】	男性全体			
	2020年 下期	2021年 下期	2022年 下期	2023年 下期
	(%)	(%)	(%)	(%)
①医療脱毛（病院・クリニックでの脱毛）				
②美容内科・美容皮膚科（脱毛除く）				
③美容外科				
④審美歯科・矯正歯科				
コンプレックスの解消	16.4	17.7	16.3	17.1
手軽にできるようになったから	11.0	14.4	14.2	15.0
自己満足	16.8	16.6	14.2	13.8
価格も安くなってきたから	12.4	12.1	12.4	13.7
（シミ・ほくろ・あざなど）ずっと気になっていたから	12.1	13.5	13.0	13.6
自分へのご褒美として	9.6	13.2	10.3	13.1
ネットでの情報や口コミを見て	12.3	13.1	11.2	12.9
老化の予防・アンチエイジングしたい	11.0	14.3	11.8	12.7
モテたい	13.6	18.4	12.6	12.6
周囲から勧められて	10.4	13.0	10.2	12.5
幸せを感じたい	9.6	14.4	11.2	11.5
周りでやっている人を見て	9.3	12.7	10.8	11.3
S N Sでの投稿を見て	9.3	12.1	10.4	10.8
時短美容のため	9.6	11.7	10.1	10.3

※全体、各年代において

1位

2～3位

4～5位

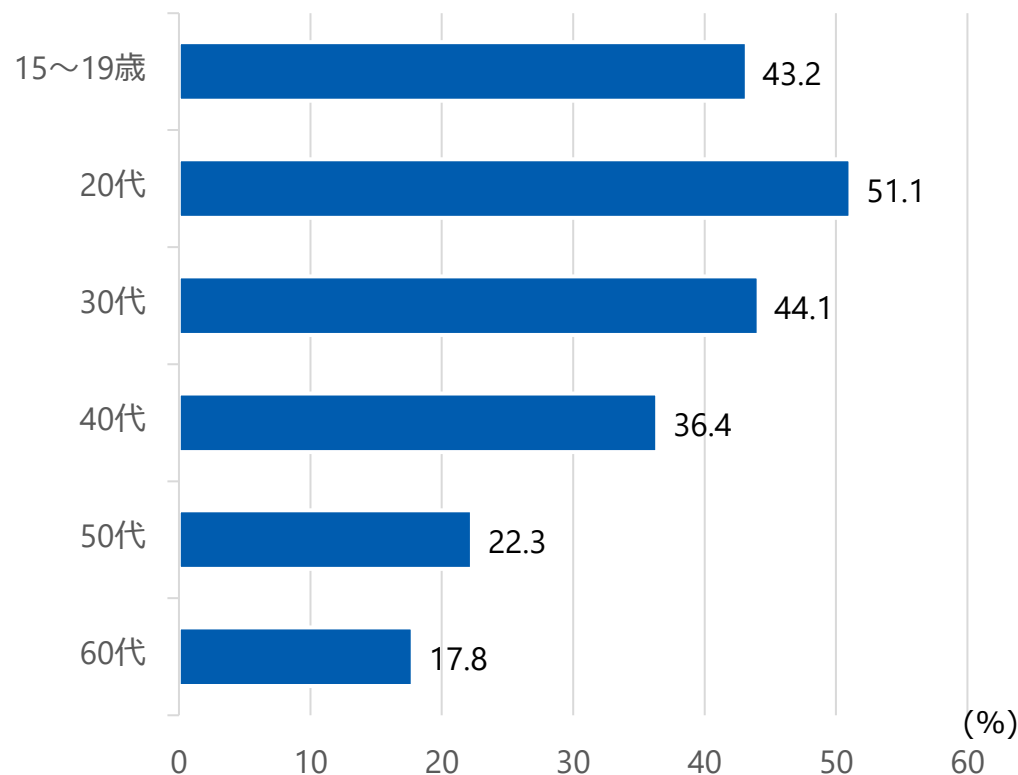
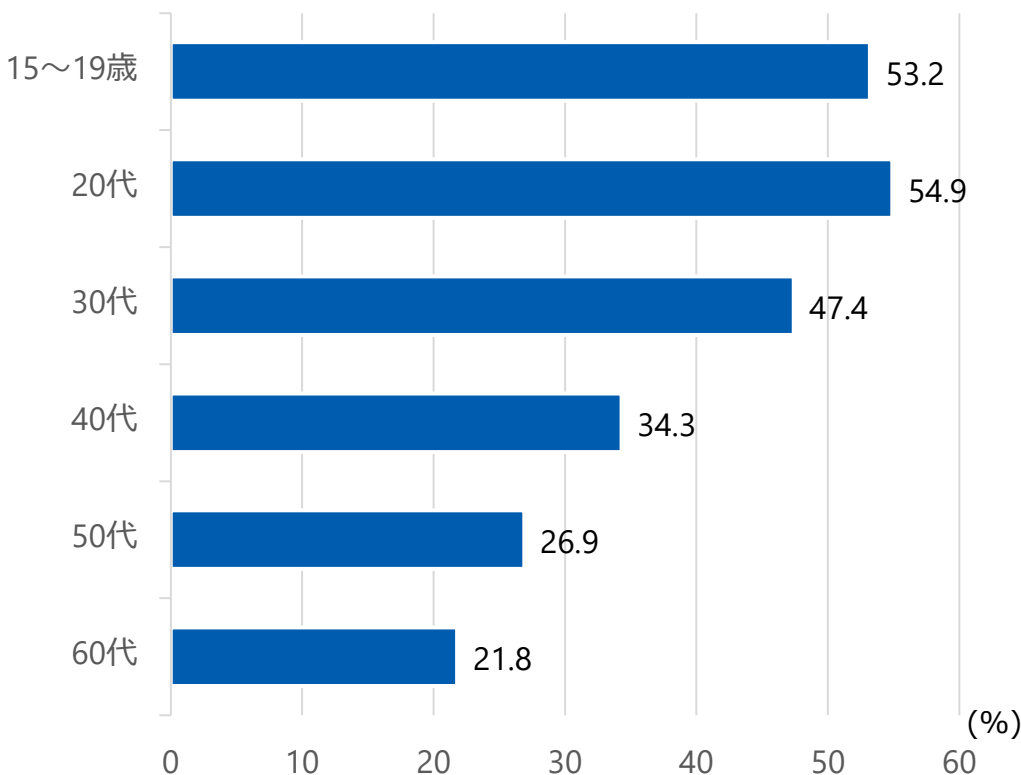
# 美容医療に対する抵抗感や違和感

○ 美容医療の施術を自分自身がすることに対して、女性10～20代、男性20代の半数以上が抵抗感・違和感がないと回答している。

年代別 美容医療に対して抵抗感・違和感がない（単一回答）（2023年下期）

女性

男性



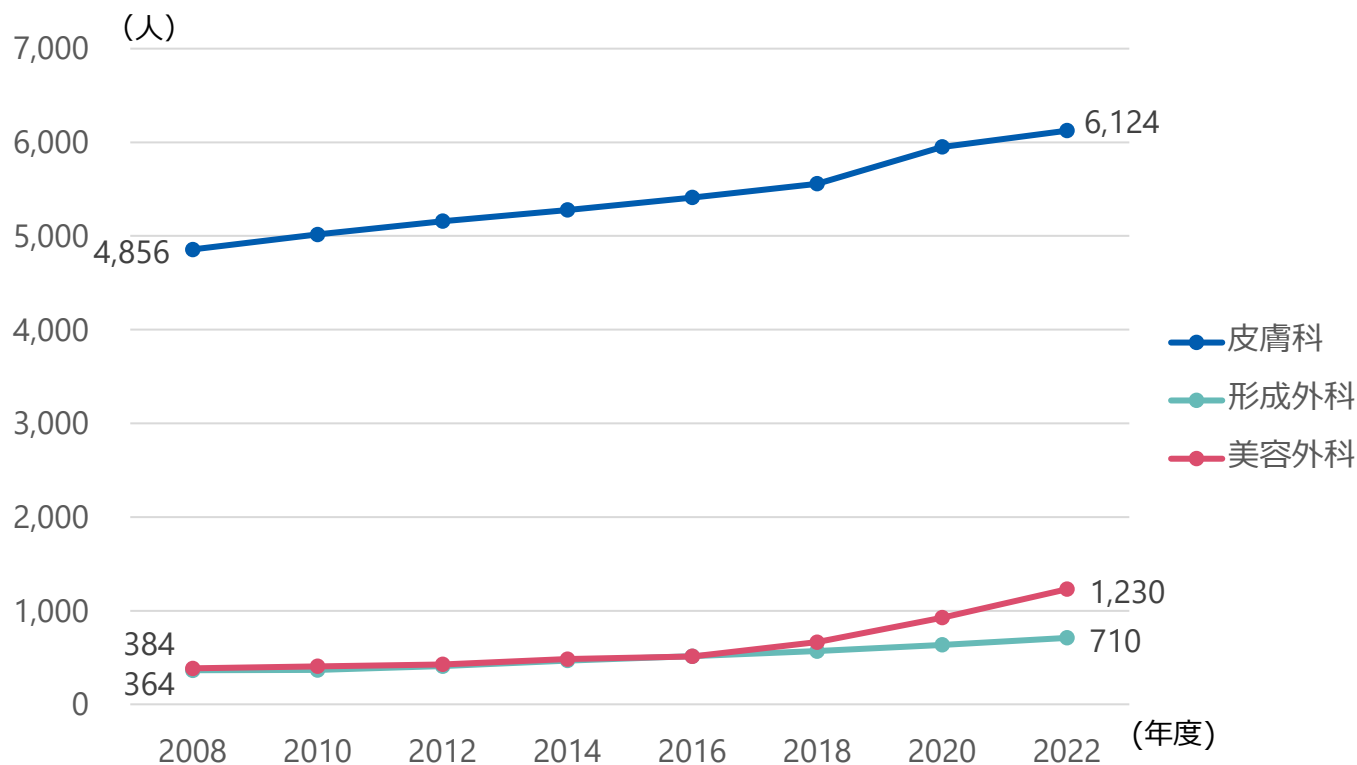
※ 「美容医療の施術に対して、自身が施術することに対する抵抗感・違和感を感じるか」という質問文に対し、「抵抗感・違和感が全くない」または「抵抗感・違和感があまりない」と回答した人の割合

1. 美容医療の需要に関する現状
- 2. 美容医療の提供体制**
3. 美容医療に関する相談の状況
4. 美容医療に関する制度

## 美容医療に関連する医師数①

- 診療所において主に「美容外科」「形成外科」「皮膚科」に従事する医師の数は一貫して増加している。

診療科別 診療所従事医師数（主たる診療科別）



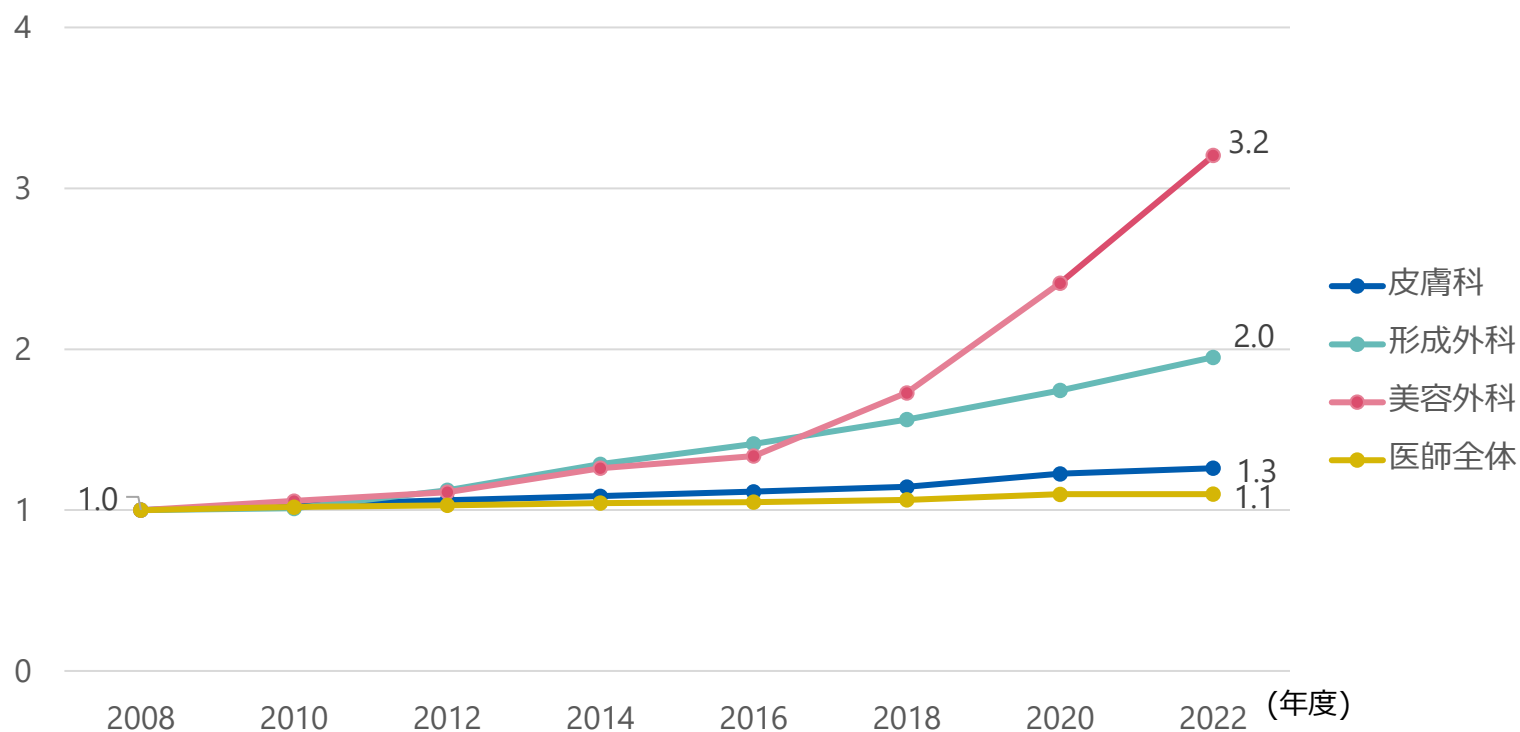
※美容医療に関連する業務に従事する医師として、診療所に勤務する医師のうち、複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科として「美容外科」「形成外科」「皮膚科」と回答したものを集計。

※美容医療に関連する業務に従事する主たる診療科別の医師数において、医療施設で従事する医師のうち、診療所に勤務する医師の割合は、「皮膚科」:61.1%「形成外科」:22.1%「美容外科」:98.6%

## 美容医療に関連する医師数②

- 2008年と比べて、診療所において主に「美容外科」に従事する医師は3倍以上に増加。「形成外科」に従事する医師は約2倍に増加している。

診療科別 医療施設従事医師数（2008年を1とした場合）



※ 美容医療に関連する業務に従事する医師として、診療所に勤務する医師のうち、複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科として「美容外科」「形成外科」「皮膚科」と回答したものを集計。

※ グラフの「医師数」は、診療所に勤務する医師の合計。



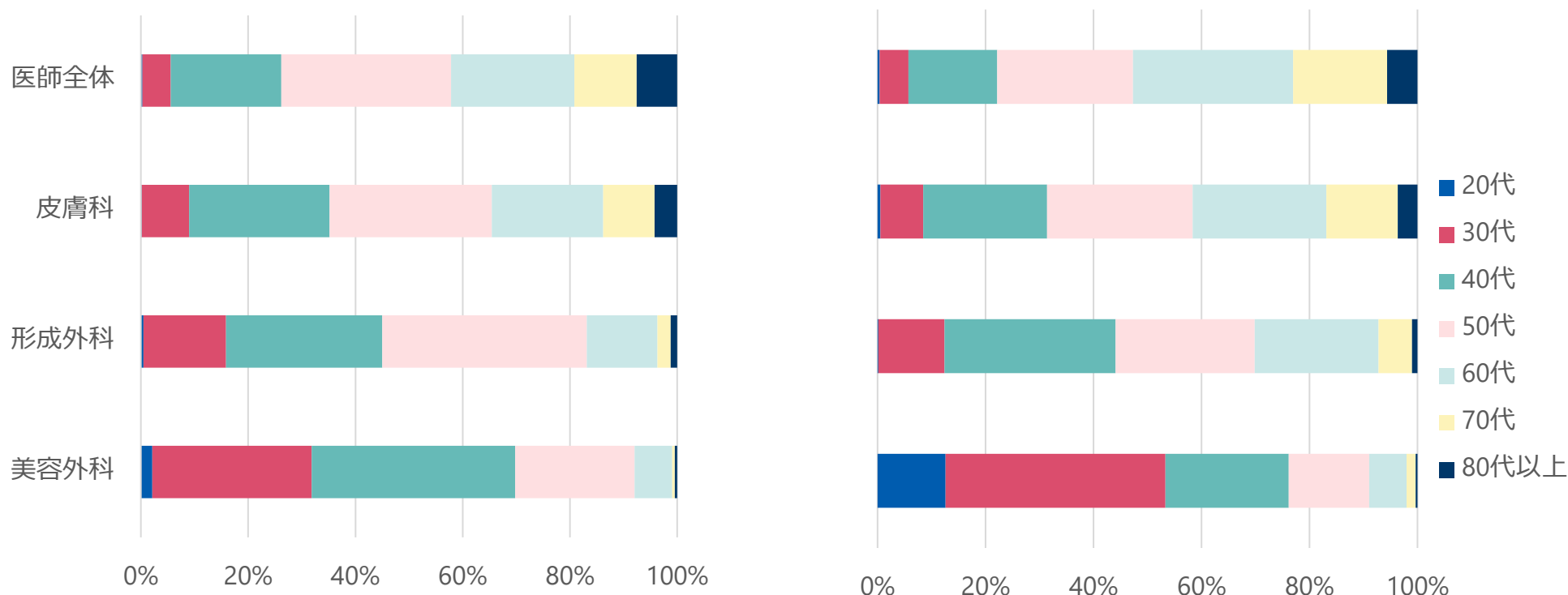
## 美容医療に関連する医師数③

- 診療所において主に「皮膚科」「美容外科」「形成外科」に従事する医師は、医師全体に比べて、30代以下の医師が占める割合が多い。特に「美容外科」については、近年、20代及び30代の医師数の占める割合が増加している。

主たる診療科別 診療所従事医師の年齢階級別割合

2012年

2022年

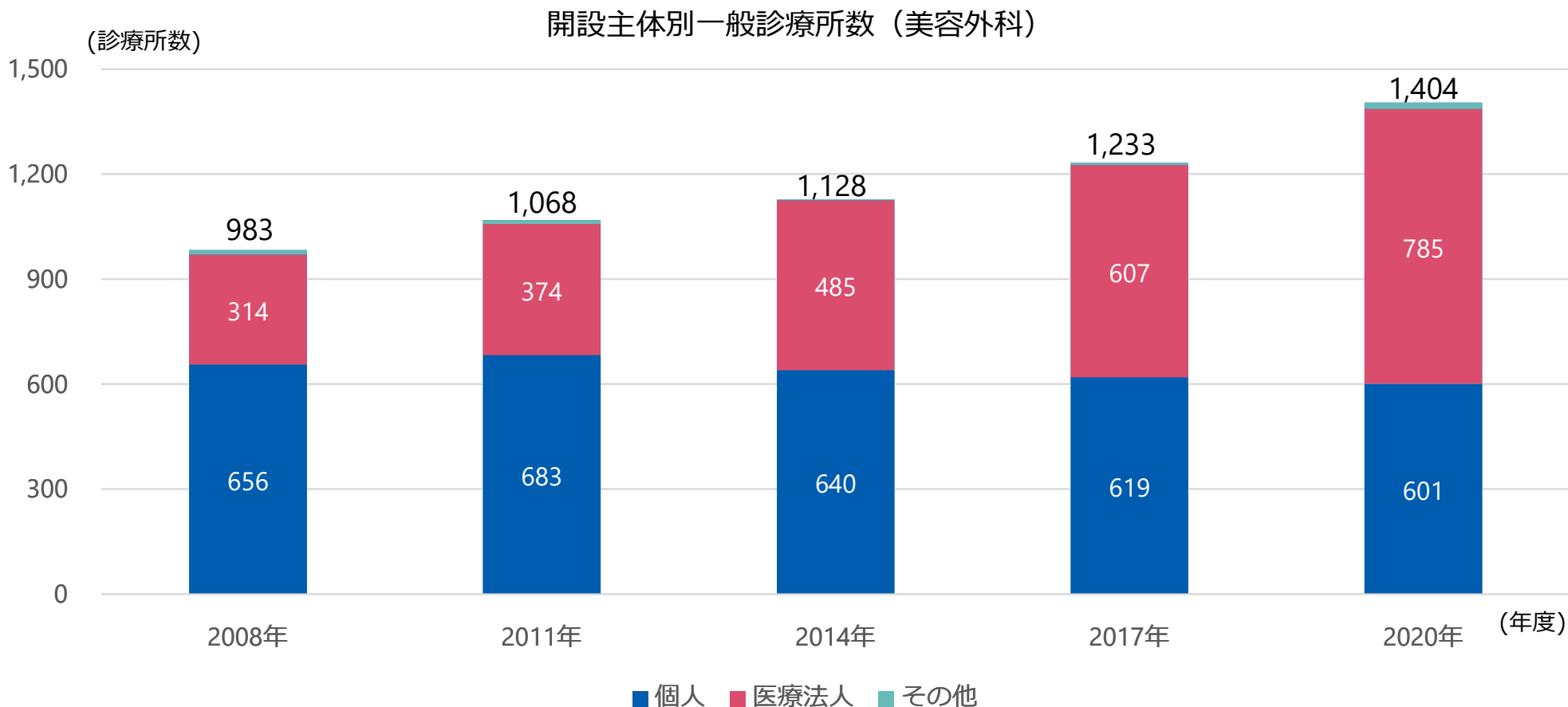


※ 美容医療に関連する業務に従事する医師として、診療所に勤務する医師のうち、複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科として「美容外科」「形成外科」「皮膚科」と回答したものを集計。

※ グラフの「医師数」は、診療所に勤務する医師の合計。

## 美容医療に関連する診療所数（美容外科）

- 美容外科を標榜する診療所については、医療法人や個人が開設する診療所が多くを占めており、近年医療法人による開設が増加している。

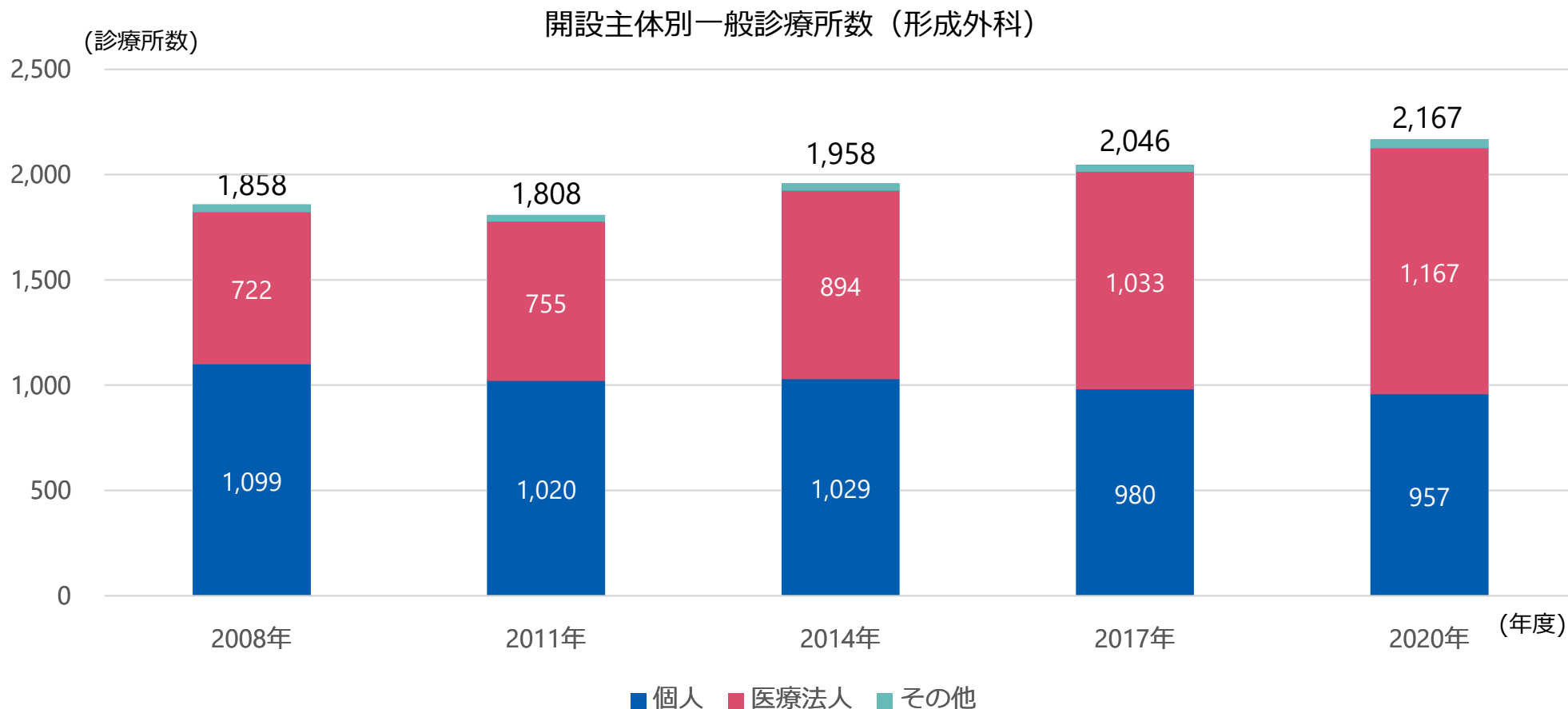


※ 一般診療所数：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

※ その他：国(その他)、公的医療機関(市町村、その他)、公益法人、その他の法人(一般社団法人等)、会社等

# 美容医療に関連する診療所数（形成外科）

- 形成外科を標榜する診療所については、医療法人や個人が開設する診療所が多くを占めており、近年医療法人による開設が増加している。

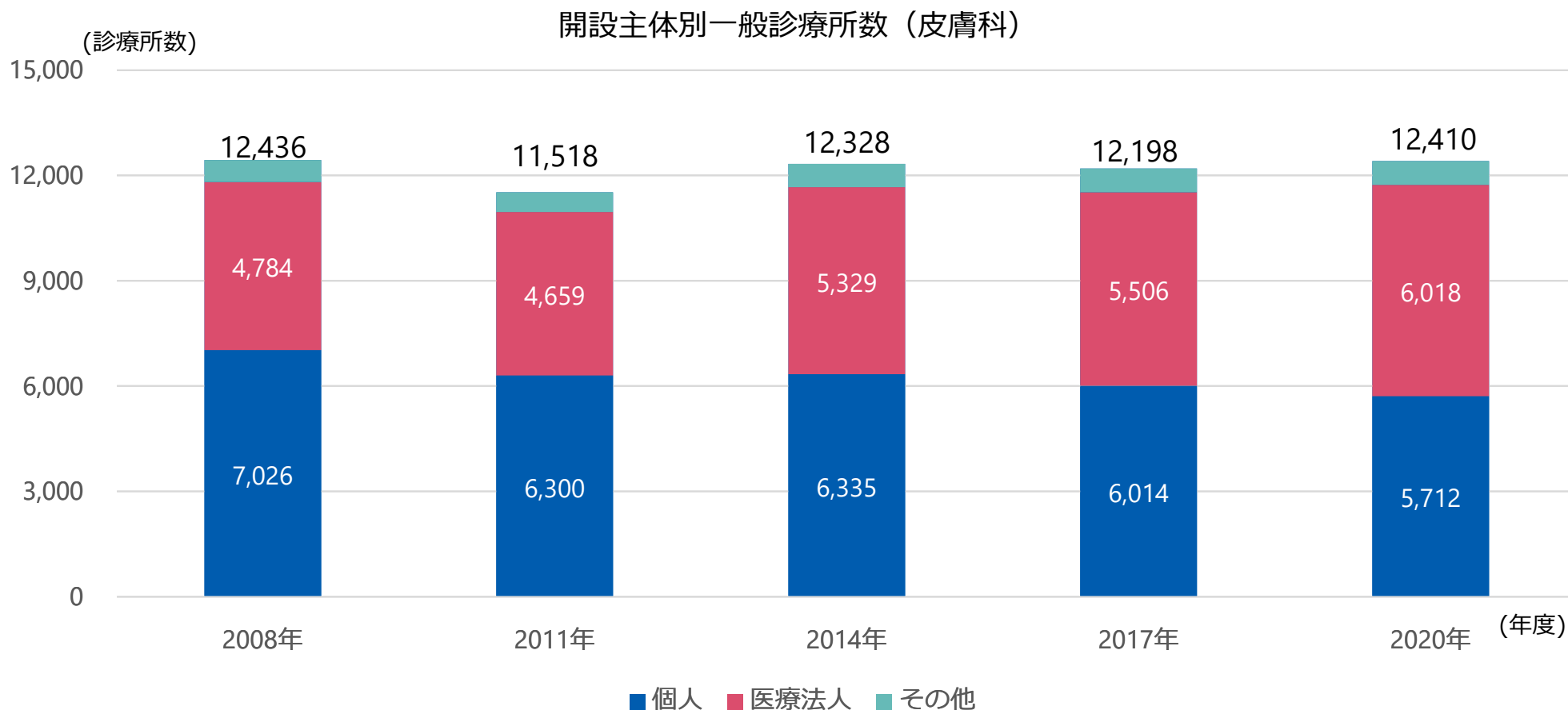


※ 一般診療所数：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するもの

※ その他：国(その他)、公的医療機関(市町村、その他)、社会保険関係団体、公益法人、その他の法人(一般社団法人等)、会社等

# 美容医療に関連する診療所数（皮膚科）

- 皮膚科を標榜する診療所については、医療法人や個人が開設する診療所が多くを占めており、近年医療法人による開設が増加している。



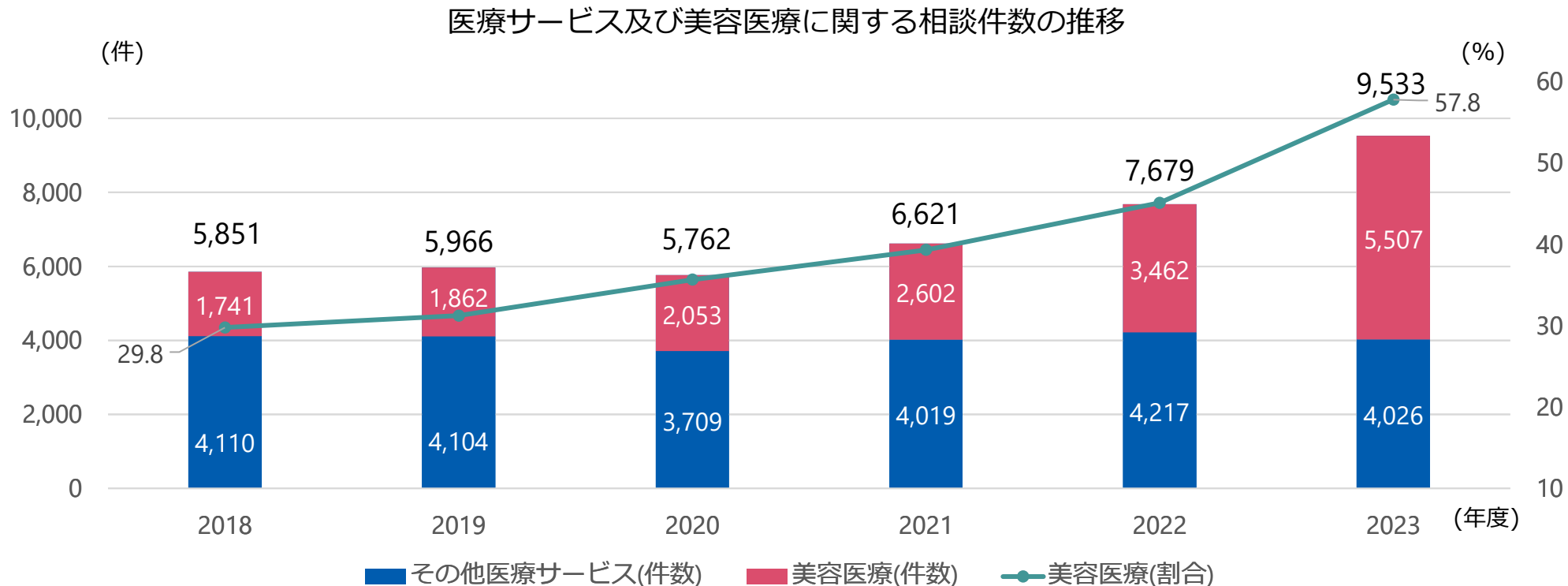
※ 一般診療所数：医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所(歯科医業のみは除く)であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者 19 人以下の入院施設を有するもの

※ その他：国(厚生労働省、その他)、公的医療機関(都道府県、市町村、地方独立行政法人、その他)、社会保険関係団体、公益法人、その他の法人(一般社団法人等)、会社等

1. 美容医療の需要に関する現状
2. 美容医療の提供体制
- 3. 美容医療に関する相談の状況**
4. 美容医療に関する制度

# 医療サービスや美容医療に関連する相談件数

○ 美容医療に関する相談件数は年々増加し、医療サービスに関する相談に占める割合も増加している。



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談件数を集計。

※ 医療サービス : 医師が行う医療サービスすべて。

※ 美容医療 : 疾病の治療のためではなく、身体の美化を主目的とした医療サービス。

(美容整形、医師の行うピーリング・脱毛・豊胸・脂肪吸引・美顔・隆鼻・アゴ削り・包茎・腋臭・二重まぶた術、AGA等)

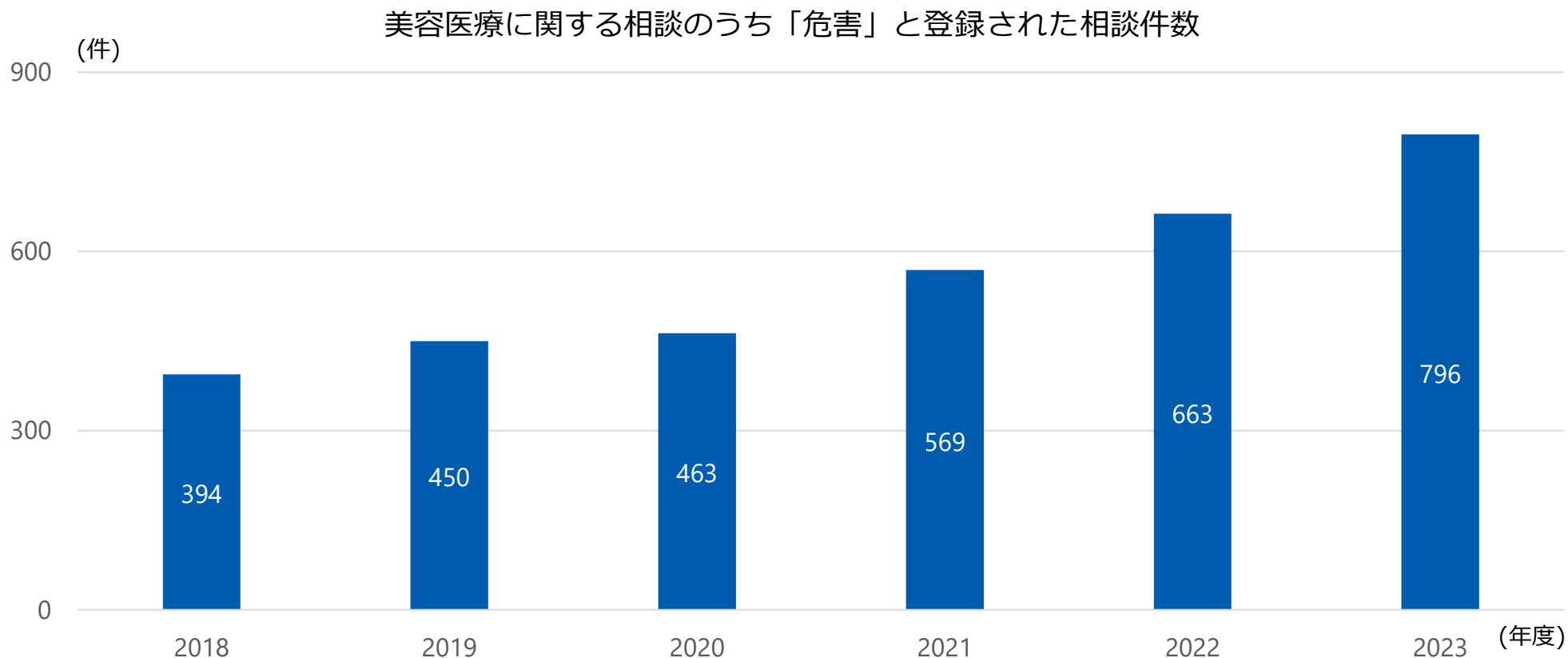
※ その他医療サービス : 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードとして「美容医療」が登録されたもの以外の件数。

※ 出典 : PIO-NET (パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース) へ2024年3月31日までに登録された相談データ。

消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

# 美容医療のうち「危害」に関連する相談件数

- 美容医療に関する相談件数の増加に伴い、「危害」と登録された相談件数も年々増加している。



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録され、危害・危険に「危害」が登録された相談件数。

※ 危害：商品・役務・設備に関連して、身体にけが、病気等の疾病（危害）を受けたという相談。

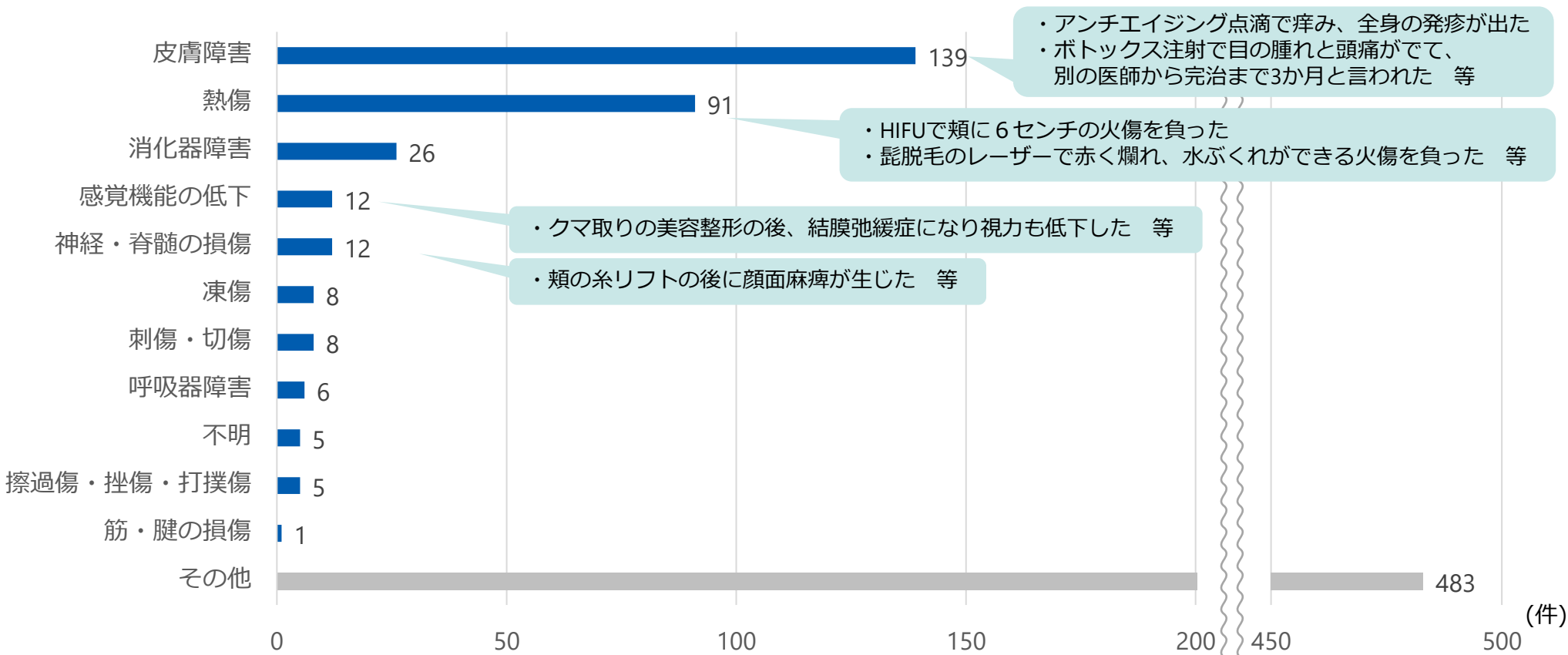
（皮膚障害、熱傷、消化器障害、感覚機能の低下、神経・脊髄の損傷、凍傷、刺傷・切傷、呼吸器障害、擦過傷・挫傷・打撲傷、筋・腱の損傷等）

※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

# 美容医療のうち「危害」に関連する相談の内訳

○ 美容医療の「危害」と記録された相談内容では、皮膚障害や熱傷、消化器障害が多くみられる。

美容医療のうち「危害」と記録された相談件数の内容（2023年度）



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談について、「危害」が登録された相談件数。

※ その他：めまい、注射溶液による異物感、むくみ、腫れ、頭痛、水疱、しびれ等

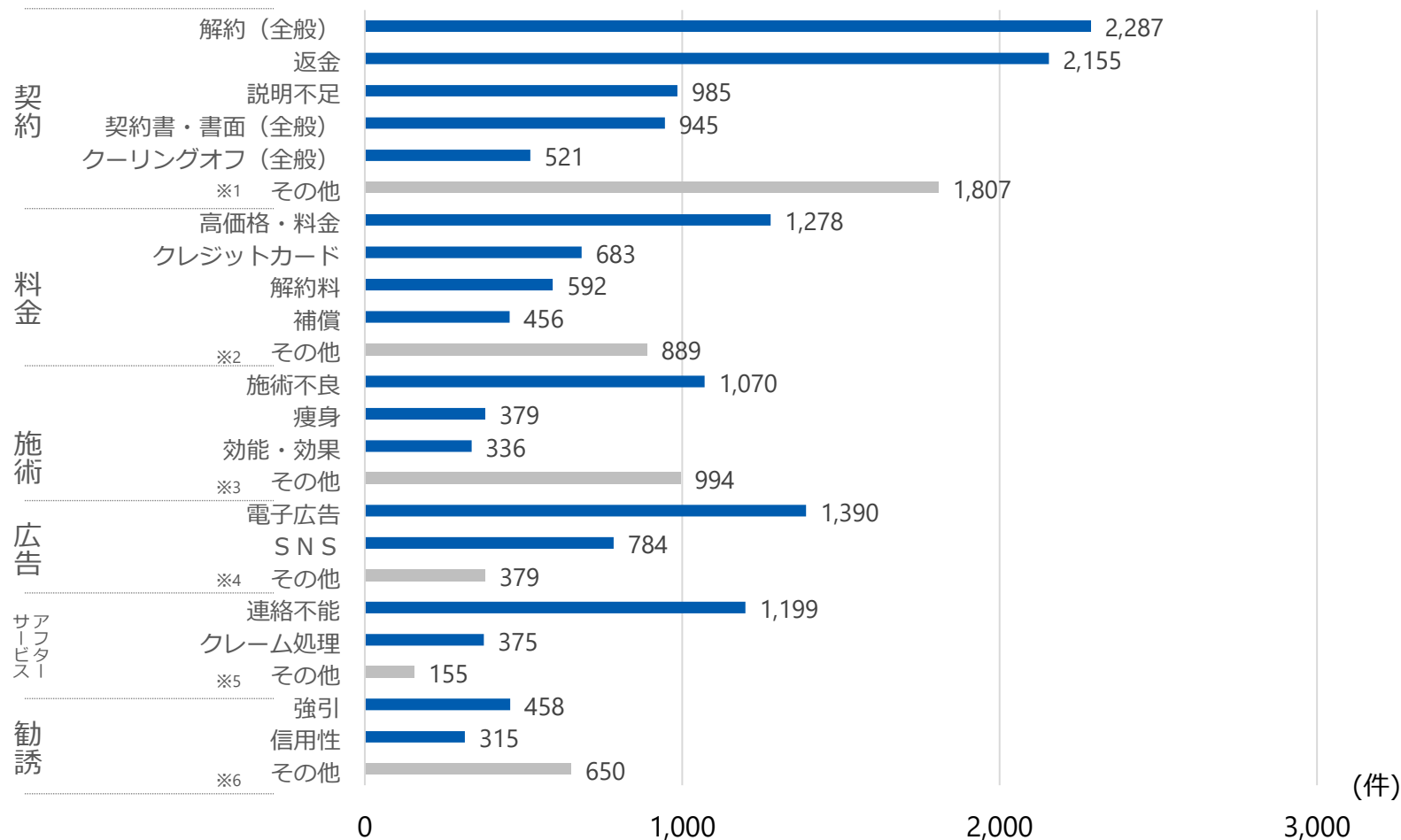
※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。



# 美容医療に関連する相談内容

○ 美容医療に関連する相談は、下記のように様々な内容を含んでいる。

美容医療に関連する相談内容（複数回答）（2023年度）



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談について、その他の内容等キーワード（複数登録可）を集計。内容に応じて、医政局医事課で「契約」「料金」「施術」「広告」「アフターサービス」「勧誘」に分類分け（明白に美容医療に関連する相談内容とは異なるキーワードについては抜粋して分類）し、300件以上のものを表示。

※1 その他：モニター商法、虚偽説明、無料商法等

※2 その他：値下げ、手数料、金利・利息、保証金等

※3 その他：皮膚障害、イメージ違い、熱傷等

※4 その他：問題広告、ショートメッセージ等

※5 その他：注文品違い、交換等

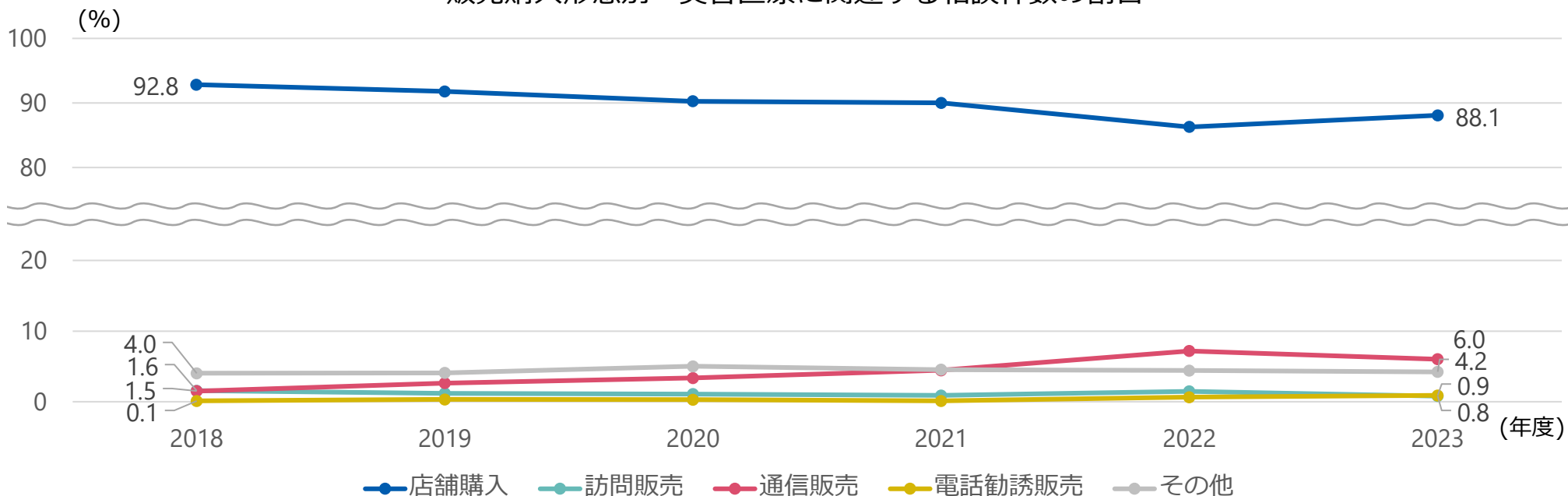
※6 その他：長時間勧誘、問題勧誘、特典強調等

※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

# 販売購入形態による美容医療に関連する相談件数の割合

○ 美容医療に関する消費生活相談のうち、通信販売に関する相談の割合は2018年度と比べて1.5%から6.0%に増加している。

販売購入形態別 美容医療に関連する相談件数の割合



※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談について、販売購入形態別に集計。

※ 店舗購入：店舗で購入したもの。通常、通常、店舗とは言わない場所でも、消費者が出向いた場所で契約をして受ける役務等（露店・2日以上での展示販売等を除く）

※ 訪問販売：特定商取引法でいう営業所等（営業所、代理店、露店・屋台、最低2～3日以上での展示販売等）以外の場所での申込み・契約や特定商取引法に定める特定の誘引方法（家庭に訪問してきた事業者との契約や1日だけ開催された展示会での購入等）によるもの

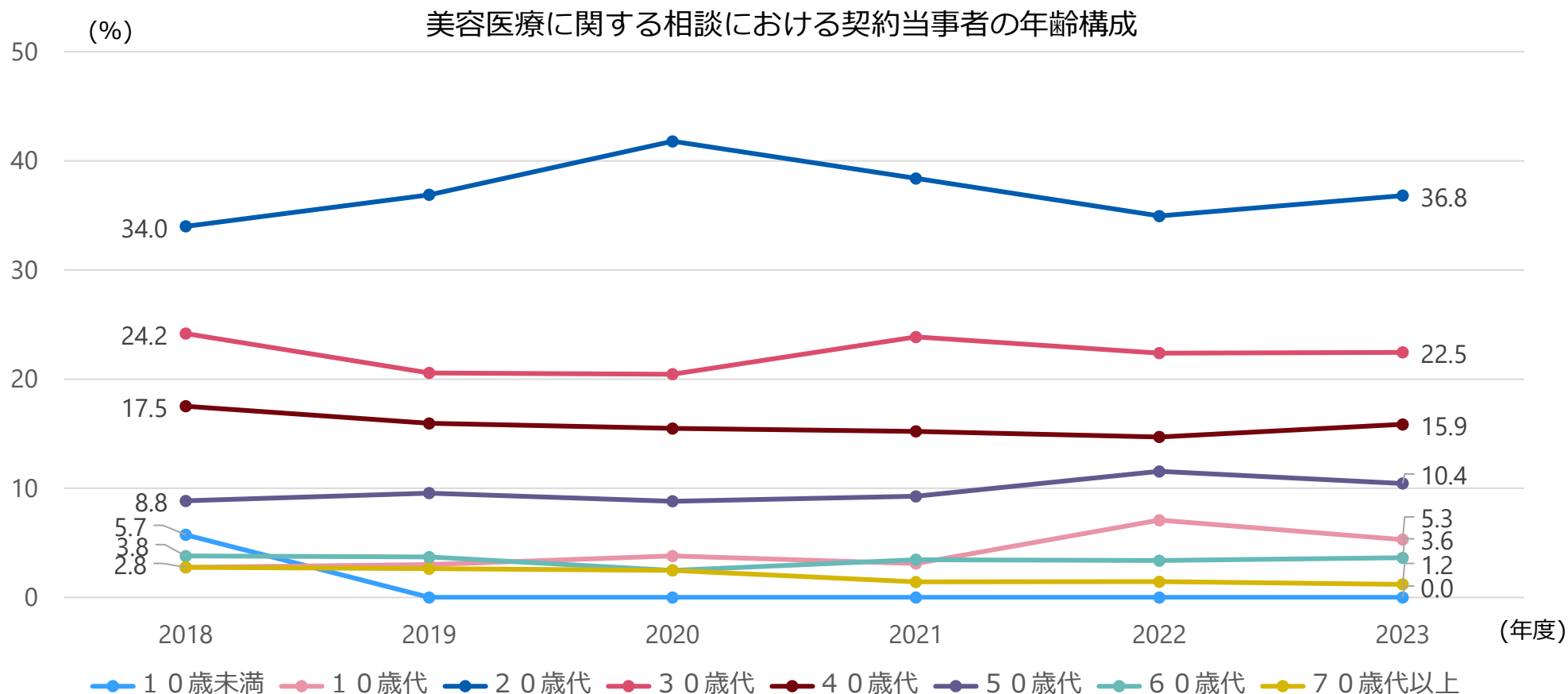
※ 通信販売：通信手段（郵便、信書便、電話、電報、預金口座に対する払込、ファクシミリ、インターネット）を用いた契約

※ 電話勧誘販売：事業者が消費者に電話をかけ、または特定のやり方で電話をかけさせ、その電話における勧誘により、郵便等で契約を締結するもの

※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

# 美容医療に関する相談における契約当事者の年齢構成

- 美容医療に関する相談における契約当事者は、20代や30代が多くを占めている。

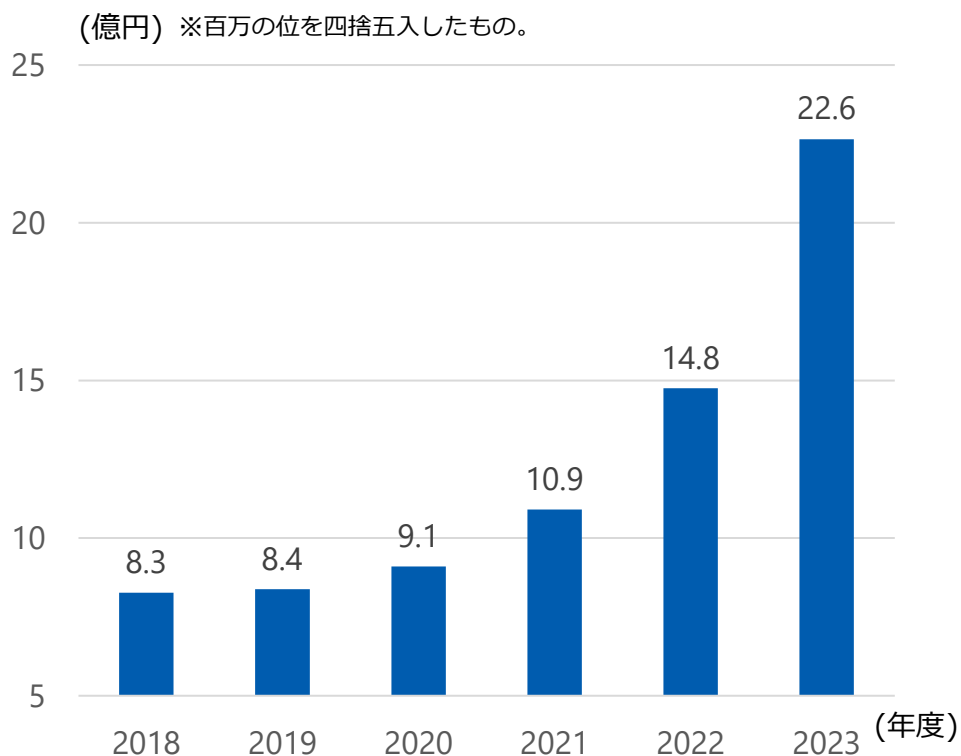


※ 第1商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談について、契約当事者の年齢階級別に集計。  
 ※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

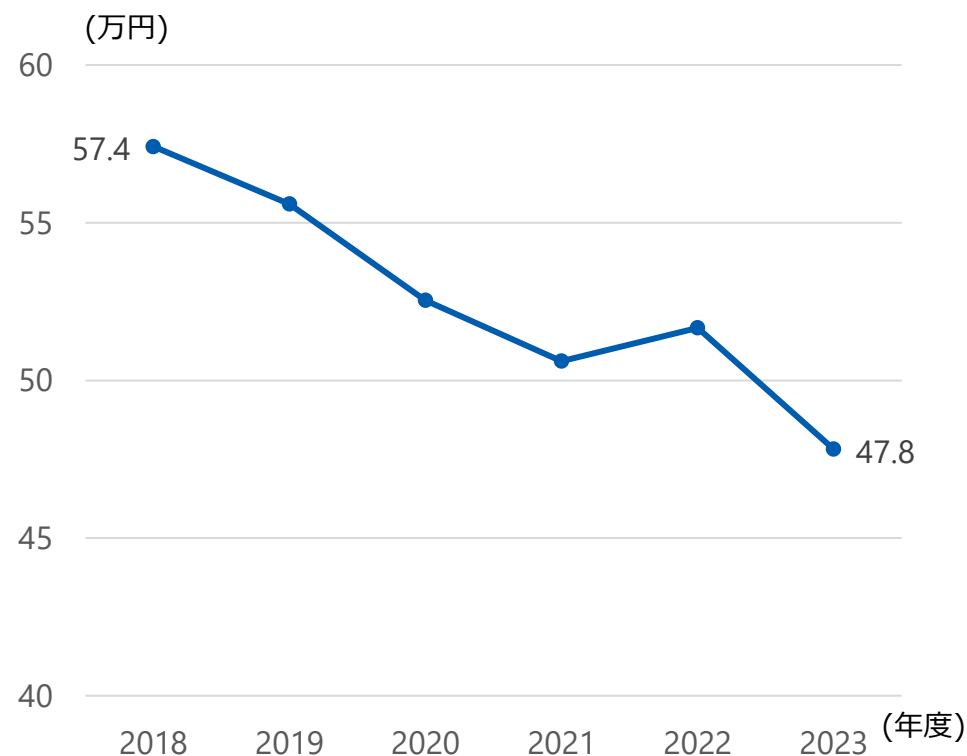
# 美容医療に関する契約購入金額及び平均値

- 美容医療に関する相談件数の増加とともに、合計金額は年々増加している一方、平均金額は年々減少している。

美容医療に関する相談に係る契約購入金額（合計）



美容医療に関する相談に係る 1 件あたりの契約購入金額



※ 第 1 商品キーワードに「医療サービス」が登録されたもののうち、内容等キーワードに「美容医療」が登録された相談について、契約購入金額を集計  
※ 出典：PIO-NET（パイオネット:全国消費生活情報ネットワークシステム。国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベース）へ2024年3月31日までに登録された相談データ。消費生活センター等からの経由相談は含まれない。

## 小括（美容医療を巡る実態について）

### ■ 美容医療施術の状況

- いわゆる美容医療については、近年、その施術件数が増加しており、新型コロナウイルス感染症の流行下では一時期減少したものの、その後増加し続けている。特に、脱毛やいわゆるボトックス注射を含む、比較的侵襲性が低い施術が顕著に増加している傾向にある。

### ■ 美容医療に関する国民の意識

- 美容医療に対する国民の意識も変化しており、美容医療を受ける理由としては、女性については、「コンプレックスの解消」「自己満足」等が変わらず上位である一方で、男性については、2021年は「モテたい」が1位だったところ、2022年及び2023年については、「コンプレックスの解消」が1位になっている。また、「手軽にできるようになったから」「価格も安くなってきたから」の順位が上昇している。
- 特に10代、20代の若年層では施術への抵抗感が低くなっている。

### ■ 美容医療の提供体制

- 診療所において、美容医療に関連する診療科で従事する医師数は毎年増加している。全体と比べた際に、比較的年齢構成が若い特徴があるが、中でも、美容外科については20代、30代の医師が増加している。

### ■ 美容医療に関する国民の相談の状況

- 美容医療に関連する相談件数は毎年増加している。また、相談件数の増加に合わせて、「危害」に関する相談も増加している。近年では、「通信販売」の形態に関する相談も増加している。
- 契約者は主に20代と30代が多い。また、相談に係る平均金額は低下している。

1. 美容医療の需要に関する現状
2. 美容医療の提供体制
3. 美容医療に関する相談の状況
- 4. 美容医療に関する制度**

# 医療提供に関するルールについて

- 医師法や医療法等、保険診療と自由診療に共通に適用されるルールがある一方、保険診療を行い診療報酬を請求する場合には、そのうえで、保険診療に係る関係法令に従う必要がある。

## 保険診療

### 保険診療に係る関係法令

診療報酬の算定方法（告示）：

診療報酬を算定するための要件

施設基準告示：個々の点数を算定する医療機関の  
人員や設備の基準

療養担当規則：保険診療の基本的なルール

## 自由診療

保険診療の場合に適用される左記  
のルールは、自由診療においては  
存在しない。

### 医療法

医師等の責務（努力義務）、医療広告の制限、医療事故の報告義務、開設の許可申請・届出、構造設備基準等の遵守、従業者への監督義務 等  
※関連して、インフォームドコンセントの取扱い通知、医療広告ガイドライン 等

### 医師法

無資格医業の禁止、無診察診療の禁止、診療録の記載、臨床研修未修了医師の診療禁止 等  
※関連して、オンライン診療の適切な実施に関する指針、診療情報の提供に関する指針 等

### 消費者契約法

不当な勧誘より締結させられた契約の取消し、不当な契約条項の無効 等

### 特定商取引法

特定継続的役務提供に関する不適正な勧誘の禁止、クーリング・オフ 等

### 景品表示法

不当な表示の禁止 等

医療以外の  
物品・サービス  
にも適用される

※このほか、医薬品等の流通は薬機法、再生医療の実施については再生医療法で規制。各種の資格法として、保健師助産師看護師法等がある。  
※上図は簡略化したものであり、全ての規制等を示すものではない。

# 医療提供に関する確認や、指導・監査の仕組みについて

- 医療法に基づく立入検査は、都道府県等が必要があると認めるときに行うものであり、すべての病院、診療所、助産所が対象となる。なお、無床診療所の立入検査に関しては、随時行うこととされており、必ずしも行うこととはされていない。
- 一方、保険診療に係る請求や届出、指導・監査の仕組み等は、保険医療機関における保険診療にのみ適用される。

## 保険診療

### 保険診療に係る関係法令

(健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律)

診療報酬の請求審査：医療機関は、毎月診療報酬の請求を実施。審査支払機関により、その内容が算定要件等に照らして適切かを確認。

適時調査：地方厚生（支）局が届出後半年以内に、届出内容が満たされているか調査。

定例報告：医療機関が毎年自己点検と報告を実施。

指導・監査：違反が疑われる場合以外にも、保険医療機関の開設時や、レセプト1件当たりの平均点数が高い場合等に、書類の記載内容の適切性や、診療実態が請求内容と一致しているかについて、個別に指導を実施。

## 自由診療

保険医療機関において適用される左記のような確認・指導監査の仕組みは、自由診療には存在しない。

## 医療法

診療所開設の届出、病院開設の許可

立入検査：病院（原則毎年）、有床診療所（概ね3年に1度）、無床診療所・助産所（随時）法令等により規定された人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか、書類等に法定の記載内容が記されているか等について検査を実施。



# 保健所から寄せられている意見（一部を事務局が聞き取ったもの）

## ① 医師法の解釈に関する問題

### ○医師法17条の医行為について

- ・ 医師でない者が行う行為が医行為であるかどうかについて、明確なものを除き、判断が難しい。
- ・ 明確にどこからが違反だという線引きを示してくれれば、（指導においても）確認しやすい。

### ○医師法20条の無診察治療について

- ・ 指導においては、医師法に反しており禁止だと断言しないと聞いてもらえない。
- ・ オンライン診療指針と法律との関係が明確にならないと、実効的な指導が難しい。

## ② 指導・監査等に関する問題

### ○証拠を得ることの難しさについて

- ・ 医師以外による医行為が行われているという情報があっても、証拠を押さえるのが難しい。
- ・ 医師でない者が診療を行っているとの指摘があっても、オンライン診療においては、そのものを見られないと実態が分からない。

### ○医療法による指導の範囲について

- ・ 医療法第25条に基づく立入検査について、医療法の違反行為については対象となるが、医師法等の違反についてどこまで権限があるのか明確になっていない。

### ○非医療機関で行われる医行為について

- ・ 非医療機関での医行為について、医師法違反と疑わしくても、医療機関ではないため保健所としてどのような対応・指導が可能であるのかが明らかでない。
- ・ 非医療機関での医行為について、医師法違反と疑わしくても、指導権限がないのではないか。

# 全国の消費生活センターに対する相談事例

- 例えば、無診察、無資格者による施術等医師法上の問題があると思われる事例、治療内容や薬、副作用等に関する説明が不十分なまま契約・施術した事例や、モニター商法に関する事例等が届いている。

※PIO-NET相談事例（2024年3月時点）

## 医師の診察がない／無資格者による診察事例

ネット広告で見たクリニックに電話で二重手術のカウンセリング予約をしたが、**医師の診断は受けられず、カウンセラーを名乗る人が対応した**。手術日を決めて5万円の予約金を支払った。**帰宅後、医師の診察もないままに手術をするクリニックの姿勢に不安を覚えて手術のキャンセルしたいと考えたが、契約書によるとキャンセル規定で解約料が16万円かかる**。すでに5万円支払っているのに、残り11万円支払いの必要あるが支払いたくない。

## 無資格者による施術事例

クリニックで、セルライトが膝まで広がっており、血管にも影響が出るといわれた。ジェルを塗布し、超音波の機械をかける施術内容で10回コース、50万円の契約をし、3回目の施術をした。担当者が70度位の熱いジェルを足にのせたまま放置したため、**赤く火傷のようになり、30分程してから整形外科の医師が診察した**。医師曰く、赤みはすぐにひき、痕にも残らず心配いらぬとの事だったが、帰宅後も足が痛い。**医師でも看護師でもない無資格者が行った施術なので問題**だと思う。

## メールのみによる診断・薬の処方事例

健康保険を使ってダイエット治療をしたいと思い、インターネットで見つけたクリニックで**メールのみの診療を受けている**。診療はメールのやり取りだけで、直接の対面診療は一度も受けたことはないが、**薬も配送で2回受け取っている**。薬の中に必要のないはずの安定剤が含まれており、クリニックに問い合わせたところ、「形式的に含めた」と返答があった。病名を精神病としているのではないか。その他にも、生命保険を切り替えるために診断書を依頼したところ、**検査をしていないのに病名を2型糖尿病と記載された診断書が届いた**。

## 不十分な説明事例

ネットでAGA専門のクリニックを検索し、書き込み評価で5つ星だったクリニックを受診した。このままでは将来脱毛が進むと言われ治療を決めた。治療は長期間かかるとのことで、1年コースで毎月27,000円で治療と投薬を受けることになった。**治療後にもらった薬は輸入品で未承認薬であり、製造元も分からず、効能効果も副作用についても説明は無かった**。帰宅して母親に話したら、治療費も高額であり、危険な薬だったら大変だと言うので、**契約を解約したい**。薬は全て未開封である。

## モニター商法・不十分な説明・結果不良事例

鼻の美容整形で有名な先生がいる病院に行った。料金表を見て30万円ほどできると思っていたが、カウンセラーの先生と話したら、少しやると結局全部やることになる、今日**特別に、通常235万円を135万に**と言われた。目的の手術以外にも加えられ、各手術のランクは**説明もなく一方的に一番高額なもの**になっていた。**モニター契約で減額する**という書類も書いた。そのまま手術になって初めて担当の先生に会った。**手術内容等説明はなかった**。手術が終わり帰宅したが、プロテアーゼが大きすぎて**希望の形ではなかった**ため、入れ替えてもらった。**包帯を取ると鼻筋が曲がっており痛みと出血があった**。出血が収まったら入れ替えると言われた。これ以上やりたくない。**返金を求められるか**。

## 副作用・結果不良事例

美容クリニックAで脂肪を凍らせて溶かして取り除く施術を、3か月毎にカウンセリングをしながら、約2年半受けた。**脂肪が減るところか腫れてしこりになり、皮膚の表面ではなく内側の痒みが酷く病院に苦情を言った**ところ、施術を注射に切り換えましようと言われ、注射をしたが効果はない。違う病院で診てもらったところ、海外ではよく問題になっている**施術の副作用だと分かった**。クリニックAでは、**副作用の説明は一切なかった**。苦情を言った時も、**担当医が突然代わっただけで何も説明はなかった**。脂肪がしこりになってしまった為、取り除くには切開するしかないと言われた。現在、精神的に辛くストレスで声がかすれている。**支払った施術代の返金と慰謝料を請求したい**。

## 小括（美容医療に関する制度や規制の状況）

### ■ 美容医療に関する制度の状況

- 美容医療は一般的に保険適用されない、いわゆる「自由診療」である。保険診療と同様に、医事関係法令が適用されていると共に、法令の解釈を示す各種のガイドライン等の対象になっている。
- さらに、診療契約は、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法といった消費者保護法制の適用対象となり得る。例えば、身体の美化に関する治療等の一部については、特定商取引法の対象となっている。
- 他方で、自由診療であることから、健康保険法等及び療養担当規則等のルールに関しては対象外となっている。

### ■ 美容医療に関する指導・監督等の状況

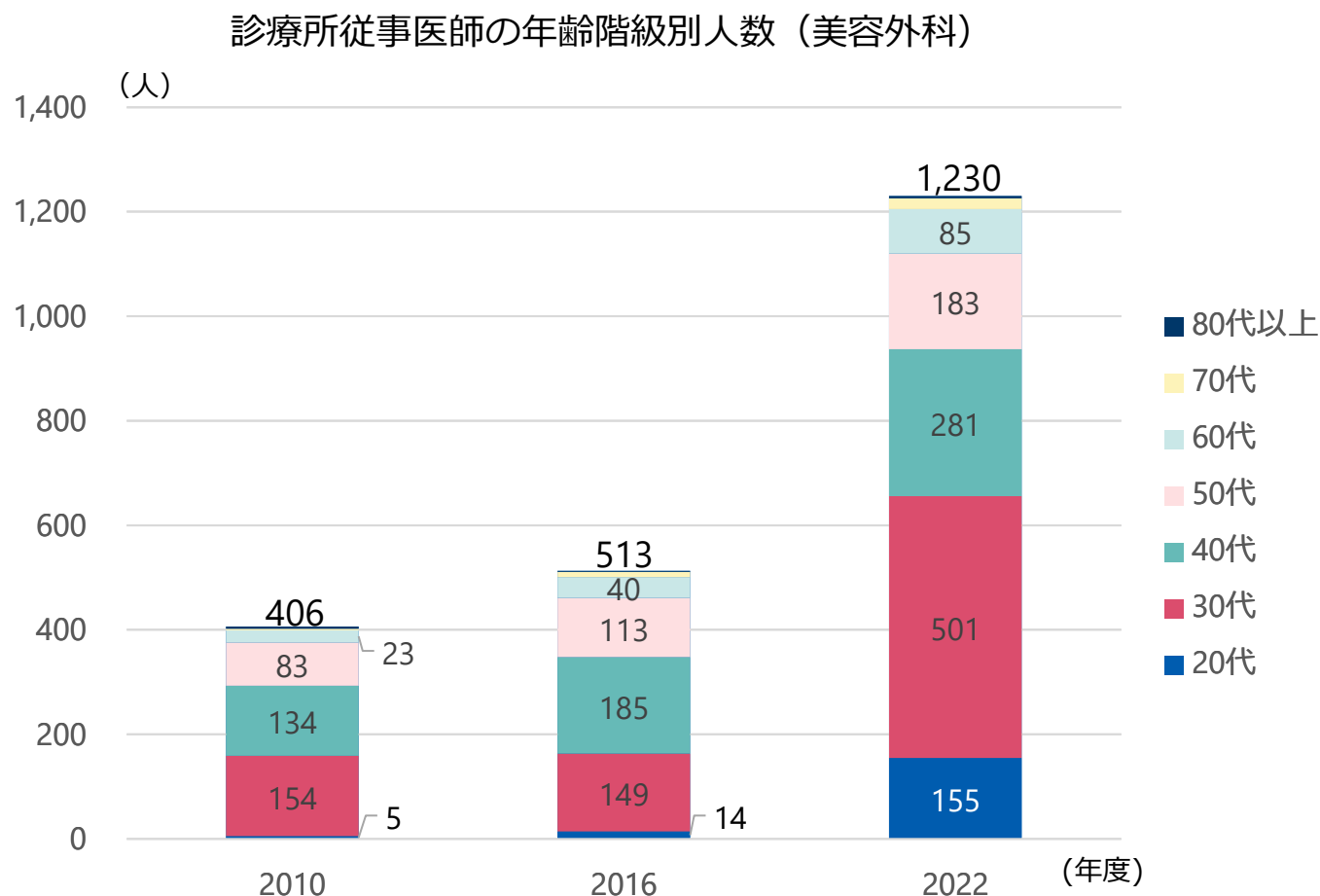
- 医療機関であれば、美容医療等の自由診療を提供している場合であっても、保健所による指導監督の対象となる。また、医師法に違反する行為は刑事罰の対象となり、警察による捜査の対象となる。
- 他方、自由診療として行われることから、審査支払機関による診療内容及び請求内容の審査や、地方厚生（支）局による指導・監査等の対象外である。
- 保健所からは、多様な医療行為に対して医事関係法令等がどのように適用されるべきかが明確でない、法令の遵守状況を判断する証拠が少ない等の意見がある。
- 医療機関側において消費者保護法制を正しく理解できておらず、不適切な広告表示や消費者被害が発生してしまう事例が見受けられる。

- 参考資料



# 美容医療に関連する医師数

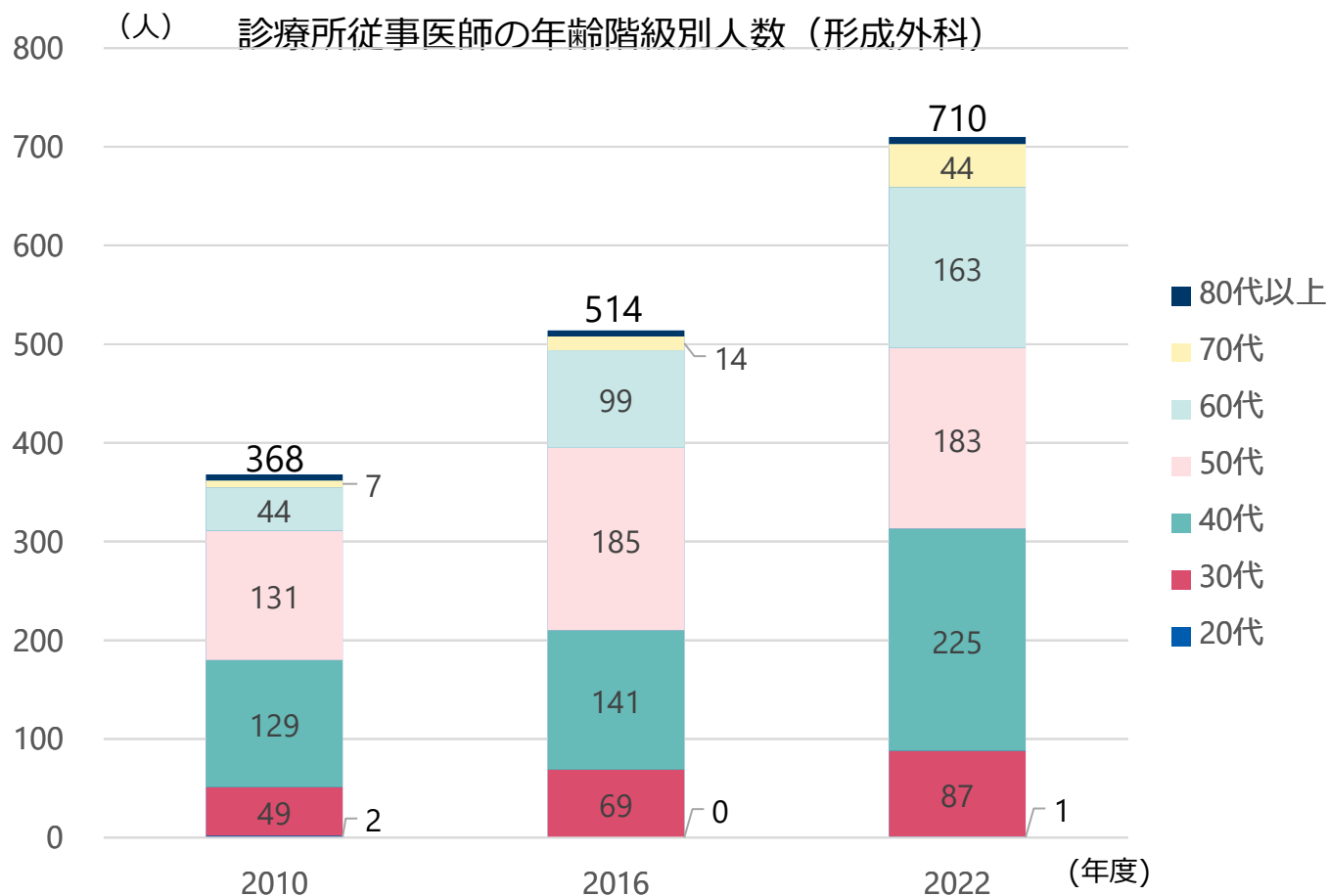
- 診療所において主に「美容外科」に従事する医師について、20代、30代の若手医師だけでなく、40代以上の医師数も増加している。



※美容医療に関連する業務に従事する医師として、診療所に勤務する医師のうち、複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科として「美容外科」と回答したものを集計。

# 美容医療に関連する医師数

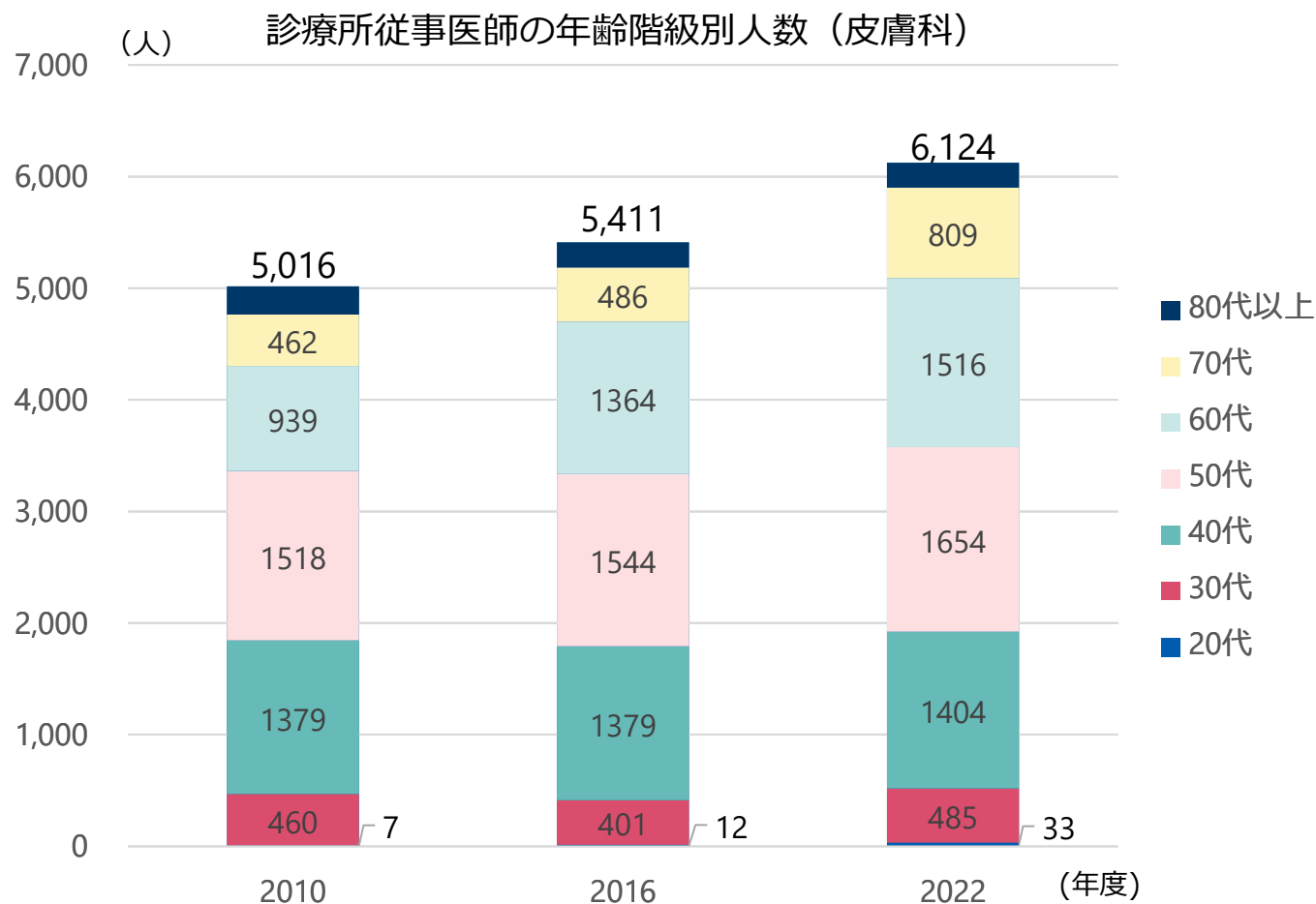
○ 診療所において主に「形成外科」に従事する医師については、30代、40代、60代、70代の人数が増加している。



※美容医療に関連する業務に従事する医師として、診療所に勤務する医師のうち、複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科として「形成外科」と回答したものを集計。

# 美容医療に関連する医師数

○ 診療所において主に「皮膚科」に従事する医師については、60代、70代の人数が増加している。

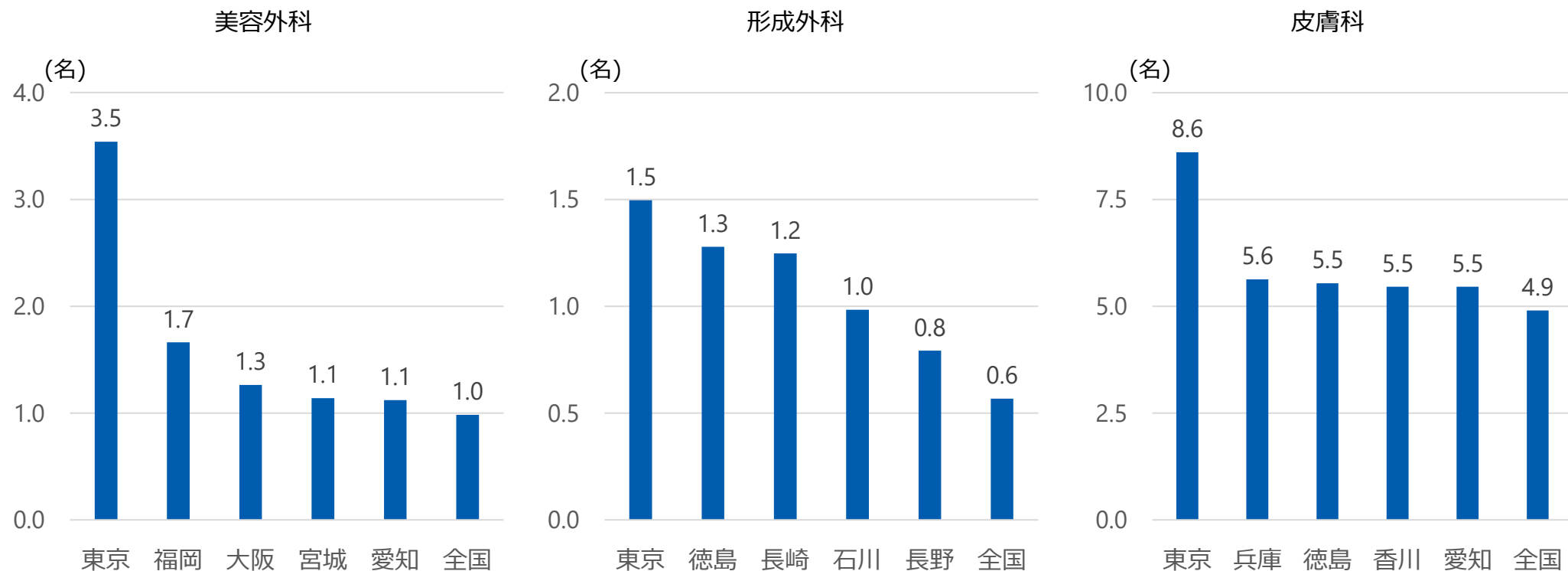


※美容医療に関連する業務に従事する医師として、診療所に勤務する医師のうち、複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科として「皮膚科」と回答したものを集計。

# 美容医療に従事する診療所の医師数（都道府県分布・人口10万対比率）

○ 東京都の美容外科の人口10万人当たり医師数は全国平均の3倍以上となっている。

主たる診療科目別・都道府県別 診療所に従事する人口10万対医師数（上位5都府県との比較）



※ 美容医療に関連する業務に従事する医師として、診療所に従事する医師のうち、複数の診療科に従事している場合の主として従事する診療科と、1診療科のみに従事している場合の診療科として「美容外科」「形成外科」「皮膚科」と回答したものを集計。

※ 人口10万対比率：「人口推計(2022年10月1日現在)」(総務省統計局)の総人口に基づいて算出。

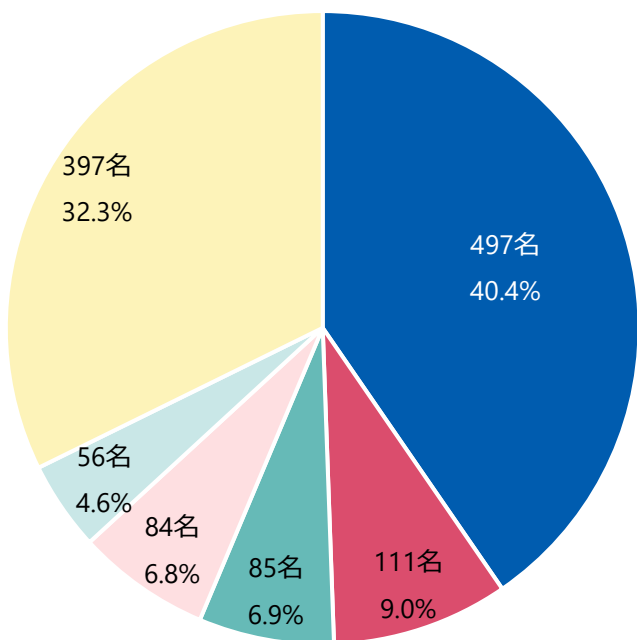


# 美容医療に従事する診療所の医師数（都道府県分布・実数）

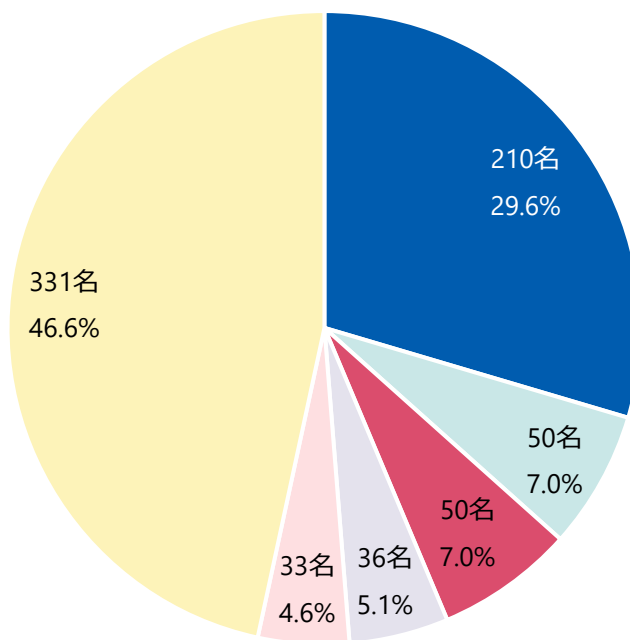
○ 形成外科や皮膚科と比較して、美容外科に主に従事する医師数は上位5都府県に集中。特に、美容外科のうち東京で従事する割合は、形成外科や皮膚科のそれを大きく上回っている。

主たる診療科目別・都道府県別 医療施設に従事する医師数とその割合（上位5都府県との比較）（2022年）

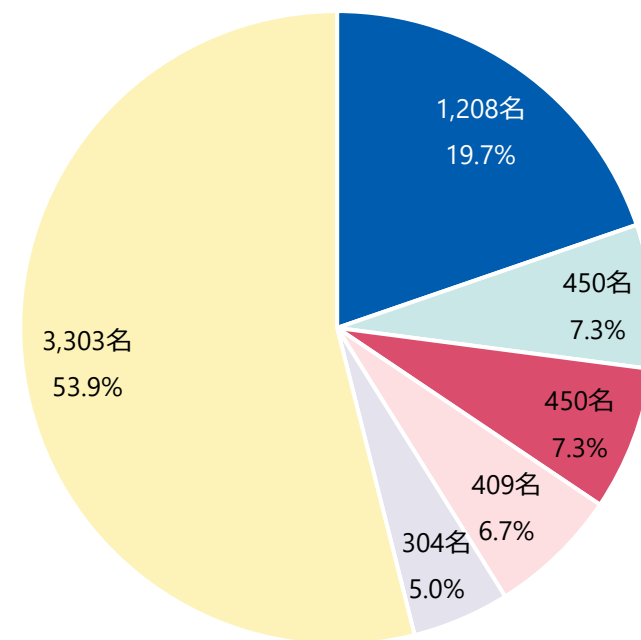
美容外科



形成外科



皮膚科



※ 美容医療に関連する業務に従事する医師として、診療所に従事する医師のうち、主に従事する診療科を「美容外科」「形成外科」「皮膚科」と回答したものを集計。  
 ※ グラフのデータラベル上段は、診療所に勤務する医師のうち、当該診療科目に主に従事し、主たる従業地をその都道府県とする医師数、  
 下段は診療所に勤務し、当該診療科目に主に従事する医師数に対するグラフのデータラベル上段の医師の割合。

# 消費者保護法制の概要

- 主な消費者保護法制としては、消費者契約法、特定商取引法、景品表示法がある。

## 消費者契約法

- 消費者と事業者間で持っている情報の質・量や交渉力に格差がある状況を踏まえ、消費者の利益を守る目的
- 消費者契約について、不当な勧誘により締結させられた契約の取消しと不当な契約条項の無効等を規定

## 特定商取引法

- 訪問販売、通信販売、連鎖販売取引等といった消費者トラブルを生じやすい特定の取引形態を対象として、消費者保護と商品等の流通・役務提供の適正化・円滑化を図る目的
- 事業者の不適正な勧誘・取引を取り締まるための「行為規制」やトラブル防止・解決のための「民事ルール」(クーリング・オフ等)を規定
- 美容医療との関係では、特に特定継続的役務提供、通信販売、アポイントメントセールス(訪問販売)、モニター商法(業務提供誘引販売取引)等が問題となる。

## 景品表示法

- 一般消費者がより良い商品等を自主的かつ合理的に選べる環境を守る目的
- 商品やサービスの品質、内容、価格等について著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認される表示に対する規制(表示規制)や、過大な景品類の提供を防ぐための景品類の最高額の制限等(景品規制)を規定

## 「美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントの取扱い等について」 (平成25年9月27日付け厚生労働省医政局長通知、令和6年3月22日最終改定)

・・・今般、美容医療サービス等の自由診療では、患者の理解と同意が十分に得られていないことに起因すると考えられるトラブルが生じていることを踏まえ、美容医療サービス等の自由診療におけるインフォームド・コンセントに関して特に留意すべき事項として、下記のとおり定めましたので、通知します。

・・・また、当然のことながら、美容医療サービス等の自由診療においても、医師又は歯科医師の資格を持たない者が病状等の診断、治療方法の決定等の医行為を行うことはできませんので、その点、あらためて貴管内の医療機関等に周知をお願いします。

### 記

1. 診療情報の提供に当たっては、品位を損ねる又はそのおそれがある情報及び方法を用いて説明してはならないこと。公の秩序若しくは善良の風俗に反する情報又は虚偽若しくは誇大な情報についても同様とすること。
2. 実施しようとする施術に要する費用等(当該費用によって受けることができる施術の回数や範囲、保険診療での実施の可否等も含む。)や当該施術に係る解約条件について、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと。
3. 施術の有効性及び安全性に係る説明に当たっては、施術の効果の程度には個人差がある旨についても、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、直接丁寧に説明しなければならないこと。
4. わが国で承認等されていない医薬品・医療機器・再生医療等製品を用いた治療（承認等された効能・効果又は用法・用量が異なる医薬品等を用いた治療も含む。）に係る説明に当たっては、①未承認医薬品等であること、②入手経路等、③国内の承認医薬品等の有無、④諸外国における安全性等に係る情報及び⑤未承認医薬品等は医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度の救済の対象にはならないことについて、必ず当該施術前に、当該施術を受けようとする者に対して、丁寧に説明しなければならないこと。
5. 即日施術の必要性が医学上認められない場合には、即日施術を強要すること等の行為は厳に慎まれるべきであること。やむを得ず即日施術を受けることを希望する者については、十分に当該即日施術の説明を行うとともに、当該即日施術を受けるかどうか熟慮するために十分な時間を設けた上で、当該即日施術を実施しなければならないこと。
6. 1から5までに掲げる取扱いのほか、指針に則らなければならないこと。

# 美容医療における医療安全向上への取り組み

○ 消費者庁、独立行政法人国民生活センターと連携し、以下のリーフレットを発行している。

消費者庁 厚生労働省 独立行政法人 国民生活センター

## 美容医療を受ける前にもう一度

きちんと説明を受け理解したか、美容医療を受ける前に再チェック。説明を受けていなければ、医師に聞いてみましょう。

**Check 1** 使用する薬などがどのようなものか、自分でも説明できますか？

\* 美容目的の自由診療で用いる薬や材料、機器などは、法律（医薬品医療機器等法）で承認などがされていない場合があります。そのため、あなたに使用される医薬品や医療機器等がどのようなものなのか、その安全性と有効性について自分でも説明できるくらいまで、医師の説明をしっかりと聞いて理解しましょう。

**Check 2** 効果だけでなく、リスクや副作用などについても知り、納得しましたか？

\* 施術の効果だけでなく、施術に伴うリスク（副作用、合併症・後遺症の有無、発症確率、術中の痛みや苦痛など）についても説明を聞いて理解し、万が一のリスクを受け入れられるまで「効果とリスクのバランス」について納得できていますか。

\* また、当初期待したおりの効果がない場合もあることを理解しておきましょう。

\* 国内で承認されている医薬品の副作用で万が一健康被害があったとき、公的な救済制度（医薬品副作用被害救済制度）がありますが、原則として決められた用法・用量等に従って使用されていない場合は救済対象になりません。

**Check 3** ほかの方法や選択肢の説明も受け、自分で選択しましたか？

\* ほかの施術方法が存在する場合には、それぞれの効果・リスク・費用・保険適用の有無などを比較したほかの選択肢についても、理解できるまで説明を聞き、あなた自身で選択しましょう。医師の勧める施術方法が唯一の方法とは限りません。

**Check 4** その美容医療は「今すぐ」必要？ 最後にもう一度、確認しましょう。

\* 美容目的の施術は、多くの場合緊急性がありません。「今契約すれば安くなる」などの勧誘に十分気を付けましょう。契約に関わるトラブルが多く報告されています。今すぐ必要ですか？ もう一度、あなた自身の気持ちを確認してください。

**4つの✓は入りましたか？**

▶ 4つ全てにチェックが入らなかった場合や、ほかに心配なことがある場合、希望していない施術を勧められた場合などは、改めて医師から十分な説明を受けた上で、もう一度、よく考えてから施術を受けるか決めましょう。

▶ もしも美容医療の施術を受けてトラブルが起こってしまった場合、迷わず、すぐに相談できるよう、裏面の「相談窓口」を確認しておきましょう。

参考にご覧ください ～美容医療に関する新情報～

**(1) 日本肥満学会が肥満症治療薬の安全・適正使用に関するステートメントを公表しました！**  
 (日本肥満学会ステートメントから抜粋)  
 GLP-1受容体作動薬は健康障害を伴わない（肥満症とは診断されない）肥満に用いるべきではなく、また低体重や普通体重などの適応外の体重者に対し**美容・痩身・ダイエット等の目的で用いる薬剤ではない**点には、十分留意すべきである。  
 令和5年11月25日 一般社団法人日本肥満学会 <http://www.jasso.or.jp/contents/introduction/academic-information.html#550>

**(2) 国民生活センターが痩身目的等のオンライン診療トラブルについて注意喚起を行っています！**  
 (国民生活センター報道発表資料から作成)  
 痩身目的等のオンライン診療トラブルが増えています。**ダイエット目的で数か月分の糖尿病治療薬が処方される「定期購入トラブル」が目立ちます。**今後、オンライン診療の機会が増加し、消費者トラブルも増えることが懸念されることから、消費者への注意喚起を行っています。  
 令和5年12月20日（第）国民生活センター [https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20231220\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20231220_1.html)

**(3) 女性のみにならず男性にも、美容に関する相談は上位にみられます！**  
 若者の商品・サービス別上位相談件数（2022年） ※令和5年版消費者白書より引用

品名	男性		女性		男性		女性		男性		女性	
	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位	件数	順位
1 インターネットゲーム	515	1	464	1	508	1	464	1	508	1	464	1
2 映画	484	2	464	2	508	2	464	2	508	2	464	2
3 音楽	394	3	354	3	414	3	354	3	414	3	354	3
4 漫画	314	4	274	4	294	4	274	4	294	4	274	4
5 動画配信サービス	214	5	174	5	194	5	174	5	194	5	174	5
6 アパレル	164	6	124	6	144	6	124	6	144	6	124	6
7 化粧品	114	7	74	7	94	7	74	7	94	7	74	7
8 旅行	64	8	24	8	44	8	24	8	44	8	24	8
9 美容	54	9	14	9	34	9	14	9	34	9	14	9
10 飲食	44	10	4	10	24	10	4	10	24	10	4	10

※黄色：健康に関するもの、緑色：暮らしに関するもの、赤色：もつれに関するもの、ピンク色：美容に関するもの  
 ※緑色：食生活に関するもの、青色：自動車に関するもの

困ったら迷わず相談しよう ～相談窓口のご紹介～

**医療安全** 医療に関する苦情・心配などのご相談はこちら

**医療安全支援センター**

※医療安全支援センター総合支援事業ホームページに、全国の医療安全支援センターの連絡先が掲載されています。

**契約** 契約に関するトラブル、その他困ったときのご相談はこちら

**消費者ホットライン「188(いやや!）」番**

※お住まいの地域の市区町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

**考** 法・制度、事故情報について詳しく知りたい場合はこちら

- ◆ 医薬品医療機器等法 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045726.html>
- ◆ 医薬品副作用被害救済制度 [http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai\\_camp/index.html](http://www.pmda.go.jp/kenkouhigai_camp/index.html)
- ◆ 医療法における病院等の広告規制について [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/kokokukisei/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/kokokukisei/)
- ◆ 事故情報データベース（消費生活センター等関係機関から寄せられた事故情報が閲覧できます） <https://www.jikojoho.caa.go.jp/ai-national/>

消費者庁 厚生労働省 独立行政法人 国民生活センター

### 目的

- ・美容医療による合併症の実態を把握
- ・安全な美容医療を提供するための診療指針の作成

### 方法

#### ・美容医療における合併症の実態調査

- 美容外科または美容皮膚科を標榜する医療機関等、全国3,093施設を対象に、2019年の1年間に診療した美容医療に起因する有害事象をアンケート調査

#### ・美容医療診療指針の作成

- 未承認医薬品・材料・機器の使用頻度が高い顔面若返り治療と乳房増大術について検討し、顔面若返り治療6項目、乳房増大術2項目を作成

### 結果

#### ・美容医療における合併症の実態調査

- 72施設より1,535件の重度合併症と後遺症の報告があり、重度有害事象の割合は高齢層の方が高い
- 有害事象の起因となった美容医療施術では、外科的手技の眼瞼手術（324件）が最も多く、非外科的手技では、注入剤（ボツリヌス菌毒素・レディエッセ・ヒアルロン酸・コラーゲン・ポリ乳酸・PMMA注射剤以外）（65件）が最多
- 有害事象の起因となった医薬品・材料・機器の名称について具体的な記載があった事例（401件）のうち国内未承認は151件
- 重度合併症（623件）では、感染症（158件）や注入後の異物肉芽腫（86件）及び皮膚壊死（22件）が報告され、後遺症（912件）では、顔面や乳房における非吸収性異物注入後の異物肉芽腫（63件）が報告。重度後遺症の1/3は、施術から5年以上経過した後に医療機関を受診

#### ・美容医療診療指針の作成

- 日本形成外科学会（JSPRS）、日本皮膚科学会（JDA）、日本美容外科学会（JSAPS）、日本美容皮膚科学会（JSAD）、日本美容外科学会（JSAS）のガイドライン委員会や理事会で意見聴取を行い、その後、全理事会から承認を得て作成

### 課題

#### ・美容医療における合併症の実態調査

- 美容医療で用いる全ての未承認材料について、今後何らかの体制整備の検討
- 美容医療実態調査の回答率を上げ、実態の正確な把握と、報告の制度についての検討

#### ・美容医療診療指針の作成

- 美容医療を提供する医師への周知と活用状況の確認

# 地域医療基盤開発推進研究事業

## 「令和3年度 美容医療における合併症実態調査と診療指針の作成及び医療安全の確保に向けたシステム構築への課題探索」概要

### 目的

- ・美容医療合併症の実態把握のための前向き調査
- ・重大合併症回避のための診療指針の作成
- ・調査協力患者に対する美容医療体験談調査により、患者側意見の整理、及び再発防止策を検討するシステム構築の課題整理

### 方法

- ・**美容医療における有害事象の実態に関する全国調査**
  - 協力学会会員の所属施設3,093施設を対象に、2021年の1年間に各施設で診療した重度合併症と後遺症の種類と数についてアンケート調査
- ・**美容医療診療指針作成**
  - 緊急性と重要性の高い項目を中心にCQを設定。医療安全に係る事案が発生した際の報告方法や患者が受けた医療に対する相談先について記載
- ・**美容医療体験談調査及び再発防止策を検討するシステム構築の課題整理**
  - 「美容医療目安箱」と題した美容医療を受けた患者から体験談を収集するためのアンケートを作成し、WEBメディアを介して意見を収集・解析

### 結果

- ・**美容医療における有害事象の実態に関する全国調査**
  - 82施設から回答があり、治療症例は333件。うち女性が85%で20代が最も多く、前回に比べ重度合併症の割合が増加
  - 重度合併症では「異物肉芽腫、しこり形成」（49件）、重度後遺症では「ケロイド・肥厚性瘢痕、重度瘢痕」（13件）が最も多い
- ・**美容医療診療指針作成**
  - 班会議での合意と学会員への意見聴取を行い、その後関連学会の全理事会から承認を得て作成
- ・**美容医療体験談調査及び再発防止策を検討するシステム構築の課題整理**
  - 69件の体験談を収集。美容医療の満足度では低評価・高評価が同等で、高評価群の治療の多くは顔面若返り治療や脱毛、低評価群の多くは、二重瞼や眼瞼下垂で、低評価の理由としてはICに関する要因が多く、アップセルや薬品の目的外使用、未承認機器の使用等の体験談も報告

### 課題

- ・**美容医療における有害事象の実態に関する全国調査**
  - 回答バイアスが存在する可能性が否定できず、回答率の低さからも全体像の把握が困難なるも、継続的な調査の重要性
- ・**美容医療体験談調査及び再発防止策を検討するシステム構築の課題整理**
  - ICの徹底や高難度新規医療技術・未承認新規医薬品等を含む医学的に適正に使用するための手続きの周知
  - 既存の医療安全施策の周知と医療機関の参加を推進するための方策の検討